

## 平成25年第2回砂川市議会定例会

平成25年6月12日（水曜日）第3号

### ○議事日程

開議宣告

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 5号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 砂川市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第 8号 平成25年度砂川市一般会計補正予算

日程第 4 報告第 2号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について

日程第 5 報告第 3号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告について

日程第 6 報告第 4号 事務報告書の提出について

日程第 7 報告第 5号 監査報告

報告第 6号 例月出納検査報告

日程第 8 意見案第1号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書について

意見案第2号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について

意見案第3号 平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

意見案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について

意見案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

意見案第6号 年金2.5%削減中止を求める意見書について

閉会宣告

### ○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

沢田 広志 君

土田 政己 君

水島 美喜子 君

日程第 2 議案第 5号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 砂川市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例

の制定について

- 日程第 3 議案第 8 号 平成25年度砂川市一般会計補正予算  
日程第 4 報告第 2 号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について  
日程第 5 報告第 3 号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告について  
日程第 6 報告第 4 号 事務報告書の提出について  
日程第 7 報告第 5 号 監査報告  
報告第 6 号 例月出納検査報告  
日程第 8 意見案第1号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書について  
意見案第2号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について  
意見案第3号 平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について  
意見案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について  
意見案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書について  
意見案第6号 年金2.5%削減中止を求める意見書について

○出席議員（13名）

議長 東 英 男 君	副議長 飯 澤 明 彦 君
議員 一ノ瀬 弘 昭 君	議員 増 山 裕 司 君
増 井 浩 一 君	水 島 美 喜 子 君
多比良 和 伸 君	土 田 政 己 君
小 黒 弘 君	北 谷 文 夫 君
尾 崎 静 夫 君	沢 田 広 志 君
辻 勲 君	

○欠席議員（1名）

議員 増 田 吉 章 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	高 橋 仁 美

砂川市監査委員	奥山昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其田晶子
砂川市農業委員会会長	奥山俊二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角丸誠一
市立病院長	小熊豊
総務部長兼会計管理	湯浅克己
市民部長	高橋豊進
経済部長	佐藤進
経済部審議監	田伏清巳
建設部長	金田芳一
建設部審議監	古木信繁
建設部技監	山梨政己
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	氏家実
総務課長	安田貢
政策調整課長	熊崎一弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	井上克也
教育次長	和泉肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	湯浅克己
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	佐藤進
-----------	-----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局局長	河端一寿
事務局次長	高橋伸二
事務局主幹	佐々木純人
事務局係長	杉村有美

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 東 英男君 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長 河端一寿君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、増田吉章議員であります。

○議長 東 英男君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 東 英男君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

沢田広志議員。

○沢田広志議員 (登壇) おはようございます。それでは、通告に従いまして、大きく1点について一般質問を進めてまいりたいと思います。

1、健康づくりについてであります。(1)、生活習慣病の予防の取り組みについて。平成25年度から34年度までの健康すながわ21(第2次)が策定されましたので、特に生活習慣病の予防にかかわる以下のことについて伺います。①、食生活は、生命を維持し、子供たちが健やかに成長し、また人々が健康な生活を送るために欠くことのできない営みであります。多くの生活習慣病の予防の観点から重要とされる栄養並びに食生活の市民の現状と考えられる課題、そして今後の取り組みについて。②、健康増進や体力向上のために身体運動をふやし、運動を実施することが健康づくりへとつながります。そこで、生活習慣病予防へ重要とされる身体活動並びに運動の市民の現状と考えられる課題、そして今後の取り組みについて伺います。

(2)、健康づくりの拠点となる健康の駅について。市民の健康を支え、守り、乳幼児から高齢者まで健康増進の取り組みを推進している施設として、老人福祉センター、保健センターの複合施設であるふれあいセンターが健康づくりの拠点施設となり、活動を展開しています。市民の健康増進をさらに展開し、積極的な活動を推進するべく、市内のコミュニティセンターや老人憩の家、町内会館などを活用し、地域住民の健康維持増進を目的に健康のための活動を行う施設で集まる人たちが自由に交流できる交流拠点(サロン)として、健康の駅推進機構による認証が必要とされる健康の駅の設置について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 大きな1、健康づくりについてご答弁申し上げます。初めに、(1)、生活習慣病の取り組みについてのうち①、生活習慣病の予防の観点から

重要とされる栄養並びに食生活の市民の現状と考えられる課題、そして今後の取り組みについてであります。現状につきましては国保特定健診における健診データなどから、腎機能の検査項目である尿酸やクレアチニンなどの数値が高い市民が多く見られる傾向にあるとともに、男女とも成人の肥満の割合が高位で推移している特徴があります。これは、食生活の多様化やインスタント食品の利用による食の簡素化などにより塩分、たんぱく質、動物性脂肪、糖分などの接種が多い反面、ビタミンや食物繊維の摂取不足が要因として考えられます。このような環境の中で、市民一人一人がライフスタイルに応じて自己の活動量に見合ったエネルギーや適正な質及び量の食品を自分で判断し、接種できるようになることが必要であり、課題と考えているところであります。今後は、国保特定健診につきまして、砂川市独自の取り組みとして既に健診の対象者を20歳から39歳までの若年者まで拡大して受診できる体制を構築しているほか、本年度から健診料を引き下げ、受診しやすい環境を整えておりますので、これを生かして受診率を向上させるとともに、健診結果に基づいた個別の保健指導を充実してまいりたいと考えております。また、昨年度は食生活改善推進員の養成講座を実施し、推進員の拡大を図りましたので、市民の食生活改善に向け推進員の皆様と連携し、普及活動を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、②、市民の身体活動並びに運動の現状についてであります。これまで国保特定健診の受診者に対して身体活動や運動習慣の状況を確認する中で現状の把握に努めてまいりました。この中で、日常生活においてよく体を使っていると意識している市民は男女とも4割を超え、特に65歳以上の男性は6割を超えており、1日30分、週2回以上の運動を1年以上継続している運動習慣者の割合は国と比較して男女とも高率となっております。運動は余暇時間に取り組むことが多いため、退職世代と比較して就労世代の割合が低い状況にあります。高齢期になると運動機能の低下が顕著となることもあり、若い世代からの運動習慣の定着を図る必要があることから、今後は保健指導などを通じて運動習慣の必要性を啓発するとともに、地域におけるサロン活動などの場を活用し、筋力や関節など運動機能の低下を予防する運動プログラムについて、いきいき運動推進員と連携を図りながら取り組んでまいります。

続きまして、(2)、健康づくりの拠点となる健康の駅についてであります。この健康の駅につきましては、医療、福祉施設や保健施設のほか、運動施設などで一定の要件を満たした施設のうち、地域住民の健全な健康維持増進活動を行う拠点として健康の駅推進機構により認証された施設であります。現在市民の健康づくりに係る取り組みを進めるに当たり、ふれあいセンターがその拠点の一つとして機能しているとともに、町内会健康づくり推進事業や介護予防教室などにおいては町内会館やコミュニティセンターなど地域の施設を利用して事業を展開しているところであります。また、食生活改善協議会が取り組んでいる地域健康づくり料理教室や主に高齢者の健康づくりや交流を目的とした地域で開催されているサロン活動などでもコミュニティセンター、町内会館、老人憩の家など地域

の施設が利用されており、それらの取り組みにより各施設が健康増進や住民同士の交流を図る場として機能しているところであります。このことから、健康づくりを目的とした地域の施設の利用につきましては、市民に対する健康づくりを推進する上で今後においても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。また、健康の駅の設置につきましては、申請するために定められた一定の条件もございますので、認証を受けた場合の利点などもあわせて調査研究をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、2回目ということで質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、(1)のところで食生活に関してということで、今ほど答弁をいただいたところであります。砂川の地域性ということがあるかと思っております。そういったことも今回の健康すながわ21の第2次の中でもうたわれておりますし、それに基づいた今の市民の現状といったこともこの中では記載をされているところであります。そういった中を見させていただいた中で今ほど部長からも答弁をいただいたところでありますけれども、今後のことを含めると、答弁の中では今後若年者に対しても対応していきたいということでもありますけれども、若年者に対する対応ということでは幅広い部分もあるかと思っておりますし、また若年者ということとなればどの世代あたりがいいのかといったこともあるかと思うのですけれども、この辺もう少し具体的な話をして聞かせていただけないかなと思っております。

さらに、6月、今月から国保の特定健診の春の部分も始まりますし、この関係でも今ほど健診料を低減したということですから、そういったことでは健診率の向上につながってほしいなというふうにも思っております。そのようなことを含めながら、栄養というものについては大変重要なことであるというふうにも私も認識しておりますし、さらにそれぞれの個人においてのライフステージというものが大きく影響してくるのだろうなと思っております。そんなことから、今現在、栄養士さんも2人嘱託ということでありますので、このあたりは、一問一答なので考えながらやりますけれども、栄養士さんが2人嘱託でありますけれども、嘱託であるということの意味合いがどこにあるのか、その辺を聞かせていただきたいなと思っております。

続いて、運動についてでありますけれども、身体運動ということで今ほど部長のほうからも答弁ありましたけれども、強いて言うと日常生活における身体活動をいかにされていくのかといったことではないのかなと思っております。お話ありましたように、ある部分では日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施していくべきものでないのかなといったことで、そういったことでは答弁の中では男女ともに意識は40%を超えて意識をされているということではありますが、ただ男女の比較の中では、どうしても男性の場合が65歳以上が多くて、それ以下についてはちょっと減少している、少ないということがあります。その辺の関係は、やはり20歳から64歳までというのは就労をされているし、就労することによって運動するというところまでの意識が気がつかない、も

しくはできる余裕がないといったことがあるのかなと思いますが、このあたりをどのように上げていくのかといったことが運動を通しての生活習慣病予防にもつながるのかなというふうに思っております。できるならば、運動習慣の割合をふやしていくということですから、1日30分、週2回以上の運動を1年以上継続していくといいのではないだろうかといったことも今回の健康すながわ21の中でうたわれております。こういったことも大事ではありますが、もう少し具体的な部分でお聞きするならば、感覚ではなくてももう少し科学的という言葉になるかどうかわかりませんが、ある部分では万歩計を持ってすることで1日どのぐらいの歩数を歩いているのだといったことをしっかりと把握することができるのではないのかなというふうに思っております。例えば万歩計自身は買いに行けば売っているのですけれども、ある町においては高度な万歩計は貸し出しもしているといったこともありますけれども、そういった考え方というのもあっていいのではないのかなと思いますが、このあたりのことについてもまずは聞かせていただきたいと思っております。

続いて、健康の駅ということでもありますけれども、今現在、確かに答弁いただいたようにふれあいセンターを拠点として、ある部分では健康の駅の認証を受けている施設と同等のようなことはもう既にふれあいセンターでは実施しているのだらうなというふうに私は理解をさせていただいています。健康相談、食生活の相談も含めて実施しております。さらには食生活改善推進協議会の推進員さんや、いきいき運動推進員の皆さんも、それぞれコミュニティセンターだとか町内会館を利用して特に高齢者に対する介護予防といった教室も含めて支援をされていますし、運動的な部分についてはそれぞれの施設がかかわってきているのかなというふうに思っています。

そこで、健康の駅ということで今回私は提言をさせていただいておりますので、いま一度健康の駅についてお話をさせていただきたいと思っております。先ほど答弁もありましたけれども、健康の駅というのはいわば道の駅の健康版だというふうに思っていただければいいと思っております。休憩だとか案内、交流、連携などのまちの駅としての機能に加え、さらに健康に関する相談や情報発信などを行う健康なまちづくりをリードする地域の交流拠点であるということで、これはそもそもNPO地域交流センターの外郭団体として健康の駅推進機構が誕生し、そして健康の駅推進機構が、健康の駅としてきちっとした対応をされているのか、または認証されるだけのものをしっかりと持っているのかといったことをその推進機構によって認証されるわけですが、それでは健康の駅推進機構とは何ぞやということであると、健康の駅の設置及び健康増進活動に取り組む個人、市民団体、法人、自治体などが地域やセクターを超えた交流活動を行い、人々の健康で豊かなまちづくり、国づくりに向けて相互に協力、連携することを目的とした団体であり、この主な業務としては幾つかありますけれども、一番最初に健康の駅の認証、全国の健康の駅設置、運営、管理にかかわるルール設定などにかかわる諸活動、健康の駅に係る情報発信、情報開示に係

る諸活動、健康の駅同士の交流、連携に係る諸事業の企画運営、調整等といったことでのいろいろな活動をされているところの団体が健康の駅として認証しているところでもあります。

私がこの健康の駅について知る機会があったのが2年前でありました。北海道内では、留萌市に自治体のもとで開設されております、るもい健康の駅があります。私がそこをお伺いさせていただいたときには、まさに砂川のふれあいセンターで、血圧をはかったり血流検査したり、骨密度はかったりBMIの数値はかったりといったこと等を、砂川のふれあいセンターも実施しておりますけれども、その留萌の健康の駅でも同じように実施されておりましたが、さらにいろんな講座も講習会も開いたり、2階のほうには運動機能を高めるためにランニングするための器械が置いてあったりといったことも含めてありました。そして、健康の駅については全国で約20駅ありまして、そのうち自治体が進めている駅が6カ所、民間が進めている健康の駅が13カ所、自治体が進めている健康の駅というのは、今までお話ししましたように留萌市のるもい健康の駅、秋田県横手市に健康の駅よこてというところもありますし、他には市立病院を活用しての健康の駅、交流センターまたは高齢者センター等を活用しての健康の駅といったことがありますし、民間では民間病院、高齢者施設、温泉宿泊所、直売所の複合施設などを活用しての民間の進める健康の駅ということがありますが、そこで今回私が見ていったときに、特色ある健康の駅をつくっているなといったところが秋田県横手市にある健康の駅よこてでありました。ここは、今春初めてつくられた、厚生労働省が今春初めて実施した健康づくり表彰、健康寿命を延ばそうアワードで優良賞に選ばれた健康の駅であります。ここは、平成15年度から健康の駅についての検討を開始されました。ただ、その後平成17年度に横手市を中心とした1市5町2村が合併して、約10万弱の新横手市となったわけでもありますけれども、この特色ある健康の駅づくり方というのが、まずはコンセプトが子供から高齢者まで全ての市民が健康をテーマにして交流拠点、健康の駅において安全で効果的な健康づくりが実践できるように支援しますと。健康づくりのコンシェルジュ、案内役でもあるのだということと、全てのライフステージにおける健康を追求し、乳幼児期、学童期、若年、中年期、高齢期といったことで、高齢期では生涯現役で活力あふれる第二の人生をとというようなテーマで進められておりますし、まさに健康の駅が地域のたくさんの人に支え育てられることによって地域全体が元気になり、健康を守る力が育まれる健康交流拠点としますといったことが横手市の健康の駅であります。横手市自体が健康づくりに対してかなり集中的な事業展開をしている。厚生労働省のモデル事業を実施したりもしている先駆的なまちでもあるのだらうなと思っております。

そんなところが健康の駅よこてということで実施しておりますけれども、さらに特色があるのが健康の駅よこての場合は大規模、中規模、小規模といったところで駅を大きく3つに分けて実施しております。大規模健康の駅というのは3カ所あるのですけれども、ここには運動指導員がしっかりと常駐しておりまして、専門の運動指導スタッフが常駐し、

筋力トレーニングマシンやエアロバイクなどの有酸素運動機器、ほかにもさまざまな運動用具を用いた安全で効果的な運動方法をアドバイスしますということで、個々の身体特性に応じた健康づくりを支援する場であるということになっております。そして、続いて中規模、小規模あるのですけれども、この後の中規模、小規模は地域密着型ということであると思います。中規模健康の駅というのは16カ所ありまして、主に公民館やコミュニティセンターで健康づくりをしようということで、大規模駅から専門のスタッフが直接会場に出向いて健康づくりをサポートします。生涯学習活動や地域活動と連携した地域ぐるみの健康づくりを支援する場ですということで、規模的には公民館とか各種団体、学校、複数町内会の合同といったことで実施されていますし、続いて一番小さな小規模駅でありますけれども、これは身近な町内会館で健康づくりをしましょうということで約50カ所あります。大規模駅から専門スタッフが直接会場に出向いて健康づくりをサポートするというのでは中規模駅と同じですけれども、地域の顔なじみの仲間が声をかけ合い、身近なところで健康づくりを支援する場所ということで、町内会館、町内会とか福祉施設、いきいきサロンといった部分での共催ということでの実施をされております。横手市内、合併して新横手市となったわけですけれども、さらに健康づくりを地域全体に浸透させるための方法としては、全国的に見るとこういうやり方というのは、まれに見るちょっとユニークなやり方なのかなと思っています。

そういったときに、砂川で照らし合わせるならば大規模となり得るのはふれあいセンターであり、その後は中規模はコミュニティセンターであり、さらに小規模になると町内会館とか憩の家がなってくるのかなと。そういった体系的に健康の駅ということを通してから地域の皆さんに健康づくりについての意識または啓発、それをすることによって生活習慣病予防にもつながっていくというふうに思っております。横手市のことをお話しさせていただいておりますけれども、そういったことを含めながら私は砂川市内でも今までお話ししたようにできるのかなと思っております。答弁の中にもありましたけれども、今現在は食生活改善推進協議会の皆さんよっての会館での健康料理教室を実施されておりますし、さらにいきいき運動推進員さんがそれぞれ担当を分けながら市内にある約11カ所、例えば一番大きいところでは社協が実施しています福祉センターでのいきいき広場とか、NPO法人ゆうの地域交流センターゆうで実施しておりますゆういきいきサロン、さらには北地区、東地区のコミセンでも高齢者を対象とする運動教室も実施されております。そういったところもあるだけに、あえて健康の駅は必要ではないよねなんていうふうに思われるかもしれませんが、改めて健康の駅ということで活用することによって会館の活用という幅も広がっていくのかなというふうに思っております。そのようなことを含めながら、私は砂川市内の健康の駅となり得る、設置できる施設が砂川市内にはある部分ではもう整ってきているのかな。ただ、ちょっと足りない部分というのが、健康の駅の特徴というところがあるのですけれども、活動内容に健康チェック、血圧測定、健康講話とか体

力テストといった部分、特に健康をチェックするための血圧測定もそうですが、そういったことの設備等についてはでき上がっていないのかなと思っておりますけれども、ただ認証を受けるに当たってのある程度の項目をクリアすることができれば健康の駅ということを書いていくことができるのかなと。ただ、先ほど答弁の中には、健康の駅の設置についてはいろんな利点もあるし、長短あるのかなといったことのお話かと思いますが、その辺も検討していきたいということでもありますけれども、今ほど私のほうで健康の駅よこてのお話もさせていただきながら、いま一度健康の駅設置に向けた考え方を再度聞かせていただけないかなというふうに思っています。

以上、2回目を終わります。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、何点かご質問ございましたので、順次ご答弁をさせていただきますと思います。

まず、若年者に対する健康、特に栄養の部分でございますけれども、さらに具体的な方策はあるのかということでございますけれども、先ほどご答弁の中でもお答えをさせていただきましたが、まずは特定健診、実際には保険者に義務づけられていますのは40歳から、後期高齢者制度というのが75歳からありますから、通常は40歳から74歳までがこの特定健診の対象になると。ただ、砂川市の場合は20歳から39歳まで同じ内容でこの受診をいただけるということにさせていただいておりますので、若年者の受診率も上げることによって若い方が健康に意識を持っていてもらえるというようなことでございますので、この辺の若年者の方が特定健診を受けていただけるような方法を、今までも随時考えてはございますけれども、何とか若いうちから意識を持っていただくということで進めていきたいというふうに思っていますので、ただいろいろと難しい部分は、特定健診でいきますと砂川市の場合国保だけということになりますので、ですからそれ以外の方をどうするかという問題もありますけれども、まずは国保の部分の受診率を上げて、そこからもし何か広がりが見せればそちらのほうにも取り組んでまいりたいと、そのことによって直接栄養指導ができるというふうなことを考えてございます。

2点目でありますけれども、こちらのほうは栄養士の関係で、現在嘱託が2名ということで配置をさせていただいておりますけれども、この意味合いはということでございますが、これはふれあいセンターも正職員が配置されていた時期もございますけれども、現在は嘱託が2名ということですが、実際に保健師が6名、嘱託の保健師もちろんおりますけれども、栄養士は今現在、正職員としてはございませんけれども、ただこちらのほうも保健師と栄養士と一緒に健康に取り組んでいくということで、この正職員化というのは現場のほうでもいろいろと考えてはおりますけれども、ここ一、二年については現場のほうも今の現状の中で2名の嘱託の中でいくというのが、食の関係でいきますと、その嘱託さんも長いということもございますので、まずはここで進めていきたいと。いずれかの時

点ではまた正職員化というのも検討をさせていただかなければならないだろうというふうには考えておりますが、現時点では嘱託2人で機能としては十分に果たさせていただいているのではないかと考えております。

次に、身体運動の部分でございますけれども、こちらのほうは特に働き盛りの年代、この辺の部分はどうしようかということでございますが、こちらのほうも非常に難しい部分がございます、実際には国保に入っている方は、先ほどもちょっと申し上げたように特定健診を受診いただければある程度そういう指導もできるのですけれども、実際に他の保険になりますと、そういう資料あるいは検査項目、こちらのほうがふれあいセンターで入手できないということがございますので、ですから特定健診以外で何かこちらのほうで出向くことがあれば、それはその時点で指導等をさせていただいたり、運動等についてのお話をさせていただくということなのですから、こちらのほうは何か方法を考えていかないと、実際には今の保険の観点からいきますと特定保健指導というのは各保険者に義務づけられておまして、これは栄養だけでなく健康一般ですから、身体運動についても求められている事項ということになっておりますので、そこそこで責任を持ってやっていただくということなのですが、ふれあいセンターとしてもできれば、そういう情報が入手できればご指導もさせていただきたいというふうに考えておりますので、この辺は少し調査研究をしながら、どういった方法があるのかというのは考えてまいりたいというふうに思います。それから、身体運動関係ではもう一点、万歩計の貸し出しというがございますけれども、こちらのほうも今の現状からいくと総体的に全ての方をご指導できるという状況になっておりませんので、これが有効的に活用できるというようなことになれば、万歩計の貸し出しというのもそこに付随して検討させていただきたいというふうに思います。

それから、最後になるかと思っておりますけれども、健康の駅ということでございますけれども、こちらのほうは議員さん種々ご説明、先進地のほうも事例をいただきまして、私どものほうも調査研究を始めたいということでご答弁をさせていただきましたし、機能的には今現在、ご答弁したとおりふれあいセンターを中心にコミュニティセンター、各町内会館、老人憩の家等でそれぞれ役割を持ちながら実際に健康に対して運営をさせていただいているということでございますので、こちらのほうもまずは勉強させていただきたいということなのですが、大きくふれあいセンターで特に健康を重視して、その効果が上がるということについては、とにかく個別指導が一番という考え方がございますので、個別指導してもらうためには健診を受けていただく、健診を受けていただくためにはどのような手法をとっていった個別指導まで持っていかということになりますので、この健康の駅が逆算をしたときにそこにつながっていくかどうかということも十分に考え合わせていきたいというふうに思いますし、また先ほど健康の駅の機構のお話もされておりましたけれども、実際には入会費ですとか、それから年会費ですとか、金銭的な部分もありますの

で、その辺も加味しながら今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、食生活、運動、そして健康の駅ということで答弁をいただいたところでありますけれども、最終的には、食生活への対応だとか運動についてもある部分では最後はやっぱりマンパワーの関係が出てくるのかなというふうに思っております。今ほど答弁いただいた中では、例えば食生活、栄養士さんは嘱託2名でありますけれども、今回健康すながわ21の中には、生活習慣病の重症化予防のための取り組みの推進といった中に管理栄養士等による高度な専門性を発揮した栄養指導の推進といったことがしっかりと記載もされております。その中を見ても、最新の科学的知見に基づく研修や学習会に積極的に参加して自己研さんに努め、効果的な保健活動が展開できるよう資質の向上に努めるといったことがあるわけですが、今現在は嘱託で、今後は考えてみたいという答弁だったかなと思うのですが、正職になることによって弊害が出るということは私はないと思っていますので、この辺は今現在いらっしゃる2名の方たちの考えもあるかもしれませんが、基本的にはこういったことをどんどん進めようとしたときに、果たして嘱託職員でどこまで対応できるのだろうかということの懸念を持っております。そういったことを考えると、今後のことを考えればやはり正職員をもってしっかりとやっていただけたほうがいいのか。現状を見させていただいても、例えば食生活改善推進員養成講座を通して保健師さんと栄養士さんが一体的に連携をとりながら一緒に養成講座も実施、そして人材確保をしてきたということもありますし、またいきいき運動推進員の養成講座のときも食生活改善推進協議会の協力も得ながら、そこに保健師さんと栄養士さんも一体的になって実施をしているということも見させていたしておりますので、そういう点では一体的に時間を効率的に使いながら、時には恐らく目に見えないところでかなりの時間を費やして努力して準備しているのかなと思うことも見させてもらっていますけれども、そういった部分では部長が答弁されたように連携をとってしっかりとやられているということはわかるのですが、今後のことを考えれば嘱託ではある程度範囲が狭められてしまうのかなというふうに思います。嘱託であっても研修会等を含めて参加するということはできるのかなとは思いますが、この辺こういった今後の管理栄養士等による高度専門性を発揮した栄養指導の推進に向けた部分での弊害がないのかどうか、改めて聞かせていただきたいと思いますし、運動についても例えばいきいき運動推進員養成の講座のときも専門の運動指導士さんが来られて、何回か講座の中で運動の実践と講座といったことを実施しているのも見させていたしております。

であれば、この後の健康の駅の関係とも関連してくる部分あるのですけれども、ある部分では健康運動指導士といった職員というか、人材の採用といったこともしていいのかなと思っています。というのは、今現在、北地区そらっぶセンターでは介護予防教室を地域でしたことによって開催後に皆さんが主体的にサロンをつくって活動もされて

いますし、それと同じようなことが東地区コミュニティセンターでも実施をされております。そのときにお手伝いというか、一緒になってやられているいきいき運動推進員さんがそれぞれ主体的にお手伝いをしているところでありまして、ことし6月、そろそろ南地区コミセンを中心とした介護予防教室の地域での開催も予定されておりますけれども、先ほど言ったように市内では11会場で特に高齢者の介護予防教室的な運動推進ということも実施されております。いきいき運動推進員さんのボランティア的な活動は本当に大変なことであるけれども、頭の下がる思いだなと思っていますし、さらにしっかりとした専門的健康運動指導士といった採用というか、人材をつくっていくといったことも私は必要なのかなと思うのですが、このあたりのことも聞かせていただきたいというふうに思っております。

そして、健康の駅であります。私も今回初めて健康の駅についてお話をさせていただきましたし、留萌のまちでありましたけれども、見させてもいただきました。今後健康の駅を設置するにしても、その推進機構に入会しなければいけない部分の負担金の件もいろいろありましたけれども、この辺は検討課題であるということなものですから、しっかり前向きに検討できるような形をお願いをしたいと思うのですが、いま一度ちょっとこの件でお話しさせていただくと、部長の答弁の中にもありますように、3地区のコミュニティセンターも老人憩の家も、市内にある町内会館、多数設置をされていますけれども、その中では特に高齢者を対象とした介護予防教室的な運動ということとされておりますので、本来健康の駅の要素はもう持っているのかなというふうに思っておりますので、ぜひ前向きに検討をお願いをしたいと思います。そこで、これは秋田の横手市の健康の駅ですけれども、しっかりとホームページにも資料にも載っておりますけれども、認証を受ける際の大きなポイントということで載っておりますけれども、①、老若男女問わず集まりやすい取り組みがあること、②、生活習慣病予防、介護予防に友好的健康維持増進プログラムを実施していることなどです。これらの基準を満たしていれば、その規模や手法に特に制限がないということも言われ、全国各地で実情に合わせたさまざまな健康の駅の取り組みがされてきていると同時に、認証に向けた動きもさらに加速度的に進んでいるようでもあります。そのようなことを含めて検討するということですが、検討するからにはいつごろぐらいをめどに検討し、それで健康の駅ということを実施するのかしないのかといった部分も出てくるかと思っておりますけれども、検討はいつごろぐらいまで考えて検討したいのかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、ふれあいセンターの嘱託栄養士の関係でございますが、この辺の弊害はということとございましたけれども、今現在私どものほうでは特に弊害があるという考えはございませんけれども、ただ今後におきましては、計画にもうたっておりますけれども、専門的

な管理栄養士ということではうたっておりますので、これは嘱託になるか、あるいは正職員になるかということはありませんけれども、できれば専門的な管理栄養士と、この辺の配置については、これはぜひ前向きに検討させていただきたいというふうに思いますので、こちらのほうは今現在、特に弊害があるわけではありませんけれども、将来的にはこういうものも考えていきたいということでございます。

それから、2点目の運動指導士の採用ということでございますが、こちらのほうは先ほど議員さんからお話あったように、各地域サロン化で独自にお集まりいただいて、いきいき運動推進員さんがそこに入っていろいろなと一緒に運動をさせていただいているという状況でございますので、本年度から新規事業で、そのサロン化されているところに対して専門の指導員を派遣してその地区の底上げを図ると、こういうことをことしから実施する予定になっておりますので、その辺の事業の推移を見ながら、あるいは必要があればさらに増幅をさせていただいて、その中でこういうことが必要かどうかという部分になるかと思っておりますので、まずはその辺、ことしから始めるものを状況を見ながら推移をさせていただきたいというふうに考えております。

3点目の健康の駅でございますが、めど、実施、そして前向きにというお話がございましたけれども、実施することを前提の検討ということではなくて、実際に今ふれあいセンターが、あるいはコミュニティセンター、各地区の憩の家、町内会館が健康の駅ということで認証を受けて、今と違ったものがあらわれてくるのかどうなのか、確かに名前がつくかどうかというのがございますけれども、ふれあいセンターとしても今までも、もちろんこれからでもですけども、こういった趣旨にのっとってとにかく市民の健康は守ってきたいということでやっておりますので、ですからその部分は総合的にちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それぞれ答弁をいただいたところであります。そこで、私もそろそろ時間ですから、最後にお聞かせさせていただきたいのですけれども、食生活と運動に関してです。今ほど健康運動指導士の関係も若干触れられ、今年度事業展開するに当たってこの関係も出てきそうな話も初めて聞かせていただいたところでありますけれども、そこで昨年度は食生活であれば食生活改善推進員の養成も実施されて、マンパワーを育てると、ボランティア的な要素はありますけれども、育てるといった実績もつくっておりますし、運動に関してはいきいき運動推進員という養成講座も平成24年度中に実施をされて、養成講座を修了し、推進員になられている。であれば、これ毎年続けてはしないのですけれども、今後のマンパワーの必要性からいうと私は余り期間を置かないでこの2つはさらに実施していったいいのかなと思います。ただ、食生活改善推進協議会の場合は協議会がありますから、そちらとの連携もあるのかなと思いますけれども、正直それぞれ高齢化してきている部分もあるものですから、その辺も含めたら、さらに24年度実施したことによって若い

世代もそれぞれ入ってきておりますので、さらに若い世代に入ってきてもらうためには私は必要なのかなと思っています。この辺、今後今年度ではなくて来年度になっても構いませんし、食生活改善推進協議会の推進員といきいき運動推進員の養成を今後また新たに実施するのかどうかということも聞かせていただきたいと思います。

そこで、最後に健康の駅の関係をお話しさせていただきたいと思います。これも秋田の横手の健康の駅ですけれども、中小規模健康の駅の作り方というのがありまして、ステップ1、健康づくりに取り組む意欲のあるグループであればオーケー、性別、年齢、参加人数にはこだわりませんが、10人以上が集まれば理想的です。ステップ2が、ふだん活動する会場を確保してもらい、町内会館や公民館などの施設を主な会場としてもらいます。会場の使用料等は各団体で負担してもらいます。最低1カ月1回以上の開催計画をつくってもらいます。ステップ3に健康づくり活動実施ということで、安全で効果的な健康づくりを実施するため、初めて参加される方には問診票を記入してもらいます。代表者の方は出席者を毎回記録してもらいますといったこと、活動の内容は健康推進課スタッフによる運動指導、健康講話、血圧測定、体力テスト等々ありまして、たまたまここは先進的なところですから、中小、要は地域密着型の健康の駅づくりのためのつくり方ももう既に皆さんに提示をしながら、まさに小規模が50カ所、中規模が16カ所といった部分でふえていっているのかなと。ただ、先ほどお話ししたようにここは新横手市ということで、合併したことによってかなりの面積に広がってきたということで、大規模駅の3カ所は基本的にまちを3ブロックに分けているというところでもあります。たまたま私は、ここはユニークなやり方での健康の駅づくりだったものですから、こういう形もいいのかと思ってお話をさせていただきました。そのようなことを含めながら、健康の駅については今後いろんな形で検討していただくことをお願いをして、私の一般質問は終わりますが、最初の部分だけ答弁いただければというふうに思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、マンパワーということで食改さん、いきいき運動推進員さんということでございますけれども、これは必要に応じてこういう講習は行っていきたいというふうに思います。ただ、人数的な部分がございまして、これは食改さんにおいても今町内会さんに出ていっている分野がさらに広がっていく、あるいはいきいき運動員さんについても地域でサロンがどんどん立ち上がって、人数が少なくなっていくと、そういう状況を鑑みながら、随時必要に応じてマンパワーの養成はさせていただきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 土田政己議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時57分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

土田政己議員の質問を許します。

土田政己議員。

○土田政己議員 (登壇) それでは、通告に従いまして、大きな項目で4点について質問をいたします。

第1点目は、TPP(環太平洋経済連携協定)の参加による市内農業や地域経済に及ぼす影響と交渉参加撤回を求める運動の強化について質問をいたします。安倍首相は、3月15日、多くの道民や関係団体の意向に背き、TPP交渉への参加を表明しましたが、今農業関係者だけでなく大学教授や弁護士、一般市民らによるTPP交渉参加に反対する声全国に広がっています。5月22日、大学教員の会が独自の試算を発表し、TPPに日本が参加した場合の影響について、農林水産業と関連産業を合わせて生産額で10兆5,400億円減少し、190万人の雇用が失われると言われておりますので、次の点について伺います。

(1)、TPP参加による市内農業と地域経済に及ぼす具体的な影響について。

(2)として、交渉参加撤回を求める運動強化の市としての取り組みについて伺います。

大きな2番目に、生活保護法改正の主な内容と生活保護基準引き下げによる市民生活への影響について質問をいたします。

(1)、政府は、生活保護法の改正案を今開かれている国会で成立させようとしております。この改正案は、1950年にこの制度が始まって以来の大幅な変更だと言われておりますが、改正の主な内容について伺います。

(2)、政府は、生活保護費の扶助基準を3年間で670億円削減することを決め、2013年度は220億円の削減を予算に盛り込みました。生活扶助基準の引き下げは、各種制度にも大きな影響を与え、国民生活全体を悪化させるものだと言われておりますので、市民生活への具体的な影響について伺います。

大きな3点目に、風疹予防接種の費用の助成について質問いたします。風疹の流行拡大がとまらず、患者数が5月26日現在、全国で8,000人を突破し、昨年同時期に比べ36倍を超える勢いで全国に広がっております。感染の拡大を防ごうと全国の自治体で予防接種費用の助成をする動きが急速に広がっています。砂川市の実態と風疹予防接種費用の助成についての考えについてお伺いをいたします。

最後に、4点目として視覚障害者への地デジ対応ラジオの給付について質問いたします。2011年7月から実施されたテレビの地上デジタル放送化でFMラジオでテレビ音声聞こえなくなり、視覚障害者にとって切実な問題となっております。地デジに対応したラジオは製品化されましたが、視覚障害者が使用しやすい機種は2万円を超える金額になり、購入することが困難な人が多いのが現状であります。障害者総合支援法に基づき、日常生活用具の給付や貸与に地デジ対応ラジオを加えることができないかお伺いし、初回の質問

といたします。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 (登壇) 大きな1番、TPP(環太平洋経済連携協定)参加による市内農業や地域経済に及ぼす影響と交渉参加撤回を求める運動の強化についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)、TPP参加による市内農業と地域経済に及ぼす具体的な影響についてでございますが、本年3月15日、国が公表いたしました農林水産物への影響試算によりますと、農産物の生産減少額は約2兆7,000億円、品目別の影響額で最も大きい米で生産減少額は1兆100億円と試算されております。また、3月19日に公表されました北海道農政部の試算によりますと、TPP参加による北海道での影響額は、米はアメリカやオーストラリアからの輸入により道内生産量の3割が輸入品にかわり、輸入品との競合で価格が安くなることにより生産額の5割、597億円の減少と試算されております。また、酪農につきましてもバター、チーズ等の乳製品は外国産と品質格差がないことから、ほぼ全量が外国産に置きかわることにより加工乳の生産が大幅に減少し、生産額の45%、1,175億円の減少、その他小麦、てん菜、でん粉原料用バレイショ、小豆、牛肉、豚肉なども大きな影響を受け、北海道全体の農産物の影響額は4,762億円、関連産業や地域経済を含む影響額は1兆5,846億円、農家戸数が2万3,000戸減少すると試算されております。北海道が平成22年10月に公表した試算影響額2兆1,254億円より減少した理由といたしましては、今回はTPP交渉参加11カ国に絞って試算したためであります。また、TPPは、農業だけでなく金融、医療、保険、雇用などの分野の規制緩和が含まれ、地域経済にも大きな影響が懸念されております。市内農業における影響につきましては、北海道農政部の試算を当てはめると当市の米生産額が5割減少し、加工乳の大幅な減少により生乳生産額が45%の減少となり、市内農家の約7割が影響を受けるものと見込まれるところであります。また、農業、農業関連産業以外にも規制緩和等により商業、金融、保険、運輸など地域経済にも大きな影響が見込まれるところであります。

次に、(2)、交渉参加撤回を求める運動強化の取り組みについてご答弁申し上げます。これまでのTPP交渉参加反対運動への砂川市として取り組みにつきましては、平成22年11月に岩見沢市で行われました空知管内農協組合長会、空知農民連合主催のTPP交渉対策空知農民緊急集会デモへの職員の参加や平成23年10月の「TPP参加・断固反対」郷土の空知を守るキャラバン行動への参加、本年3月にはTPP交渉参加に反対する緊急道民集会デモに農業委員の参加をいただいております。さらには、北海道市長会及び空知地方総合開発期成会を通じてのTPP協定交渉参加に関する緊急要請活動や農業関係団体等による講演会、集会への参加、農民運動北海道連合会主催のTPPシンポジウムへの後援などにより積極的に反対運動に取り組んでまいりました。また、砂川市議会におか

れましても、平成22年第5回臨時会及び平成25年第1回定例会でT P P交渉参加反対を求める意見書が可決されており、議会、行政、農業者、農業関係団体等が一丸となり、オール北海道でT P P参加阻止に向けた運動に取り組んでまいりました。今後も各種団体等が主催する講演会や集会への後援や担当職員の出席等により行政として取り組みを図ってまいりたいと考えております。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 大きな2から大きな4についてご答弁を申し上げます。

初めに、大きな2の生活保護法改正の主な内容と生活保護基準引き下げによる市民生活への影響についてご答弁申し上げます。(1)、生活保護法の改正の主な内容についてありますが、今回の生活保護法の改正につきましても、保護の決定に際してより実効ある不正の防止、医療扶助の実施の適正化等を図ることにより国民の生活保護制度に対する信頼を高めるとともに、被保護者の就労による自立の助長を図るため、生活保護法の一部を改正する法律案として現在開会中の国会に提案され、審議が行われているところであります。提案されている改正案の主な内容ですが、初めに保護の決定に係る手続の整備として、保護の開始の申請、開始の決定等に当たっての申請書の提出等に係る手続の整備や保護の実施機関は必要があると認めるときは要保護者、扶養義務者に対して資産や扶養状況などの報告を求めることができるものとする条項が新設されております。また、官公署等に対し、税や年金などの必要な資料の提供を求めることや銀行、信託会社等に資産などの報告を求めることができるなどの条項も新設されております。次に、医療扶助の方法に関することとして、医師が後発医薬品の使用を認める場合、被保護者に対して可能な限り後発医薬品を使用するよう促すことや指定医療機関制度についてその指定及び取り消しに係る要件の明確化などが追加されております。そのほかにも、就労による自立に関することとして、安定した職業につくことにより保護からの脱却を促すための給付金の創設や健康、生活面等に着眼した支援として、被保護者はみずから健康の保持及び増進に努め、また生計の状況を適切に把握することなどが加わっているところであります。以上が今回の生活保護法改正案の主な内容であります。

続きまして、(2)、生活保護基準引き下げによる市民生活の影響についてであります。今回の生活保護基準額の改正につきましても、生活扶助基準の適正化の観点から見直しが行われ、本年8月から改正されることになったところであります。新しい基準につきましても、今後3年間をかけて段階的に移行することとしており、その間はこれまでの基準額と新たな基準額を用いて段階的に移行されるところであり、生活扶助額につきましても3年間で約670億円が削減され、加えて期末一時扶助につきましても約70億円が削減され、合わせて約740億円が削減されるところであります。このことによる市民生活の影響につきましても、厚生労働省より「生活扶助基準の見直しに伴い、他制度に生じる

影響について」の通知があり、その中で影響が生じる可能性があるものとして個人住民税の非課税限度額等のほか、準要保護者に対する就学援助など生活保護の基準を例に給付を行うものなどが示されており、このほかにも保育料、国民健康保険料、介護保険料の減免制度などが考えられるところであります。なお、これらに対する国から示された対応方針としまして、個人住民税の非課税限度額等につきましては平成26年度以降の税制改正において対応することとしており、非課税限度額を参照しているものについてもこの改正を踏まえて対応することとしております。このことから、砂川市としまして国の対応方針を踏まえ、実態を十分考慮しながら、今後影響が出ると思われる状況に応じ、関係部署と連携を図りながら対応を検討していかねばならないものと考えております。

続きまして、大きな3の風疹予防接種費用の助成についてご答弁申し上げます。現在砂川市における風疹の予防接種につきましては、予防接種法に基づき、1歳児及び小学校入学前1年間の合計2回の予防接種を自己負担することなく受けることができます。風疹に係る予防接種制度の変遷などから、予防接種を全く受けていない場合や受けていても十分な免疫を得ることができないなどの理由で成人になって発症する場合があります。本年の感染者数につきましては、6月2日までの累積で全国では9,408人の報告があり、昨年の同時期には174人でしたので、約54倍に増加しております。また、北海道では、昨年の同時期には感染者はおりませんでした。ことしにつきましては77人の報告がありました。滝川保健所管内では平成20年に1人発症して以来感染者の報告はされておりましたが、妊娠初期に感染すると胎児に障害が出る可能性があることから、婚姻届を受理する際や母子手帳を交付する際に予防接種を促すパンフレットを配布しているほか、ふれあいセンターでは電話などによる相談にも応じているところであります。今後も啓発活動などに努めるとともに、国などからの情報及び感染者数の推移のほか、他の自治体の動向などを注視し、状況に応じて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、大きな4の視覚障害者への地デジ対応ラジオの給付についてご答弁を申し上げます。これまで視覚に障害のある方は日常生活に必要な情報の多くをテレビ音声により入手しており、このためテレビ音声の受信可能なFMラジオを情報入手手段として活用されておりましたが、平成23年7月からテレビ放送の地上デジタル化に伴い、従来のFMラジオではテレビ音声を受信することができなくなりました。こうしたことから、国では地デジ対応ラジオの製品化に向けた助成を開発企業に行い、平成24年9月より視覚障害者向けに配慮された地デジ対応ラジオの販売が開始されたところであります。その後本年1月に北海道より各市町村に対し、当該ラジオについては障害者総合支援法における日常生活用具の要件を満たしており、給付の対象とすることが可能である旨厚生労働省の回答があり、実施主体である市町村の判断により地域のニーズ等を勘案の上、必要に応じて追加することが可能であるとの通知があったところであります。現在砂川市では、砂川市

障害者地域生活支援事業実施規則に基づき、日常生活用具給付等事業を行っており、視覚に障害のある方を対象とした日常生活用具につきましては電磁調理器や盲人用体温計、体重計など12品目を給付対象としているところであります。ご質問のありました地デジ対応ラジオにつきましては、現在まで対象となる方などから給付の要望や問い合わせがなかったことから、給付品目に加えておりませんが、今後ニーズ等を確認しながら情報、意思疎通支援用具の給付品目として検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 ご答弁をいただきましたけれども、2回目の質問をさせていただきます。

まず、TPP交渉参加による市内農業と地域経済に及ぼす具体的な影響についてであります。TPPは例外なき関税、非関税障壁の撤廃が大原則であります。関税ゼロとなれば、先ほどもお話ありましたが、政府の試算でも農業生産額は3兆円も減少して、農業自給率も27%まで低下すると言われております。砂川市の農業で大きな影響を受けるのは、米、酪農、牛乳、乳製品、豚肉、ソバなどがあると思っておりますけれども、事務報告書によると昨年度の作付面積と頭数は米が444ヘクタール、乳用牛が390頭、豚は1,428頭、ソバは258ヘクタールとなっておりますが、それぞれの具体的な影響額についてお伺いをしたいというふうに思います。

それからまた、交渉参加撤回を求める運動では、これからの運動が極めて重要だと思っております。TPP交渉参加に向けてアメリカとの事前協議では、米、乳製品、砂糖など重要農産物の関税で何ひとつ保証を得ることができませんでした。一方、日本の交渉参加の条件とされた入場料、つまり牛肉、自動車、保険の3分野でアメリカの要求を丸のみにしてしまいました。しかも、TPP交渉と並行して自動車、保険、投資、知的財産、政府調達、衛生植物検疫などの非課税措置の撤廃緩和に向けた日米2国間の協議を行い、TPP交渉の妥結までにまとめることをアメリカに約束されてしまいました。非関税措置の撤廃では、混合診療や医療への株式会社の参入、公共事業の地元優先発注の撤廃、食品の安全基準や自動車排気ガスの規制が大幅に緩和されるなどが標的にされております。今地球規模で食料不足が大問題になっているとき、自国の農業を壊し、食料を外国に頼る国にし、雇用も地域経済も破壊する亡国の道を進むことは絶対に許せません。公約違反のTPP交渉参加を直ちに撤回することを求め、全道民的な運動が今重要になっております。

そこで、具体的な運動としてお伺いいたしますが、米輸入阻止のときのように砂川市の市役所庁舎にTPP参加撤回を求める懸垂幕を掲げるお考えはないか伺います。また、6月15日、東京大学の鈴木宣弘教授、北海道大学の飯澤理一郎名誉教授などが呼びかけたTPP参加撤回を求める1万人道民集会在開かれる予定になっております。この道民集会には北海道の農協、漁協、森林組合、農業会議、土地改良区など農林漁業団体のほか、北海道医師会、歯科医師会、薬剤師会、生活協同組合など多くの団体が賛同しております。

この道民集会に砂川市として賛同団体になるお考えはあるのか、またこの集会に関係職員を派遣するお考えはあるのかお伺いします。今全道各地では、行政、農業団体、商工会議所、医師会、歯科医師会、建設協会などが連携して党派を超えてオール北海道でTPP交渉参加阻止のために首長を先頭に地域の集会、シンポジウム、懇談会などの運動を展開しておりますが、砂川としてそのような取り組みをするお考えはあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 まず、市内に及ぼす影響額ということで、砂川で一番多い米、そして酪農の部分で生乳の部分を試算しております。先ほどご答弁申し上げましたように、道農政部の試算、これを砂川の経営に当てはめた中での試算でございますが、米の影響は平成24年産水稻作付面積444ヘクタール、米の生産額が約5億6,000万円でございます。この50%の減少率でありますので、約2億8,000万円が影響を受けるものとなります。次に、酪農では生乳の生産額が約1億6,000万円でございます。その45%の減少率と言われますので、7,200万円と試算しております。また、影響を受ける農家戸数は195戸程度と想定しているところでございます。

次に、懸垂幕などの考えというご質問でございます。道内では農業、漁業関係団体初め、消費者団体、あるいは経済関係団体、労働関係団体、医療関係団体を含め、道を先頭にオール北海道でTPPの参加には反対しておりますが、残念ながら日本経済連合会など、輸出産業を中心に参加に賛成している業界団体等もあります。また、関税撤廃を前提といたしますTPPは、農業のほか金融、保険、医療など幅広い分野に影響いたしますことから、地方公共団体の範囲だけでなくオール北海道での動きが重要となり、要請行動となるものと捉えております。また、北海道市長会は、3月15日の政府のTPP協定交渉への参加表明を受けまして、広く国民的議論を尽くすとともに、食の安全、安定供給、自給率の向上に配意し、北海道農業、農村の持続的な発展に支障が生じると見込まれる場合には交渉から撤退するなどの対応を行うことを要請しておりますので、今後におきましても北海道市長会としてまとまった形で行動すべきものと考え、単独で懸垂幕を掲げることは現在考えておりませんので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、6月15日の道民集会の関係でございます。各種団体等が主催いたしますこの集会等の後援についてであります。平成24年2月に開催されました道民運動北海道連合会主催のTPPシンポジウムへの後援団体となる取り組みをしておるところでございますので、今後におきましてもこの種の後援要請を受けた段階では検討させていただきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、市で集会等の開催の考えはということでございます。市内の関係機関や団体などが加盟します、いわゆる上部団体ではTPPの参加反対という立場をとっているところが多く、全道的に呼びかけてオール北海道の実行委員会組織で決起集会などが

実施されております。市長会としても後援として参加し、各市町村から要請ある中で私たちも参加しております。引き続きこのような決起集会が開催されれば、当市としても参加するものでございます。したがって、市内の関係機関や団体での実行委員会組織による決起集会でなく、広い範囲で全道的な組織による集会となるものがやはり国に対してもインパクトがあるものと考えておりますので、オール北海道的な集会等が効果があると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 砂川市の農業への具体的な影響については米、酪農についてお伺いしましたけれども、そのほか豚やソバについては試算できないということなのでしょうか、その辺もう一度お伺いしたいと思いますし、それから地域経済全体に及ぼす砂川市の影響額というのは、これもなかなか計算できないということなのか、その辺についてももう一度お伺いをしたいというふうに思っています。ただ、米だけでも2億8,000万を超える影響を受けますし、酪農でも7,200万という大きな影響があるということが明らかになりましたので、砂川市の農家の195戸に影響が出るということですから、これは地域農業が崩壊するということが明らかであります。したがって、今お話ありましたようにオール北海道の運動を展開していく必要があると思うのですが、先般ペルーで開かれたTPP拡大交渉会議で次回マレーシアの日程が7月15日から25日と決まったわけですが、日本が交渉に参加するにはアメリカの議会の手続が終わるのを待たなければならないというので、これが早くても7月23日以降にならないと決まらないということで、合流できるのは早くても2日半しかないということで、既にこの拡大交渉は2010年3月から始まって、ペルーの会議で17回目なのです。アメリカなどの11カ国は年内の交渉妥結に向けての協議を加速させている中で、その中に今日本が飛び込んでいく、日本のハンディは大き過ぎるし、国民に対する説明も極めて不十分なまま参加するということは我々も絶対に許されないのだというふうに思っています。先ほどご答弁ありましたように、市議会も3回にわたって反対の意見書を議会でも上げておりますし、農業委員会でも建議書が上げられております。公約違反のTPP交渉は断固撤回すべきだというふうに思っておりますが、参加阻止に向けた決意を改めてお伺いをしたいというふうに思っております。

それから、砂川市の具体的な取り組みでは、懸垂幕はなかなか掲げられないということですが、当時中川市政のとき、いわゆる保守市政と言われた市政ですが、米輸入自由化阻止について大きな懸垂幕を市庁舎に掲げて反対運動を展開された経過が砂川でもあります。今のTPP交渉参加は、当時は米の輸入自由化だけでしたけれども、今回は米だけでなく農業全体、あるいは農業だけでなく金融や医療を含めて大きな影響を北海道経済、地域経済に与えるという点であれば、本当にオール北海道の取り組み、オール砂川の取り組みが必要になってくるのではないかとこのように思っています。安倍首相が交渉参加を言ったからといって、これで交渉参加が決まったわけではありません。これ

からが反対運動の正念場であり、我々は地域でもきめ細かい集会や運動を展開しながら全道、全国に向けての大きな運動に発展させていく必要があるというふうに思っておりますし、全道市長会は大きな市もあって、いろいろ意見の違いもありますが、空知の市町は農業が中心のまちであり、農業が破壊されれば地域経済は崩壊するというので、何としても空知の農業、地域農業を守っていくという点からいっても、この運動は非常に大事でないかというふうに考えますので、このあたりもう一度その辺のお考えについてお伺いをしたいというふうに思っております。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 まず、1点目に影響額の関係でございますが、答弁でも申し上げましたように、道農政部の試算をもとに当てはめさせていただいております。そういう中で、金融、医療、保険含めまして地域経済の試算については大変難しい状況になっておりますので、その辺についてなかなか試算できておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、TPP反対に対する決意というお話でございます。ご案内のとおり、北海道の農業を守るということで北海道を頂点に取り組んでいるところでございます。砂川につきましてもこの間、先ほど来答弁させていただいておりますいろんな集会等々にも参加させていただいております。そういう中、今回の市長会のほうの要請におきましても、あくまで本道農業、農村に持続的な支障が生じると見込まれる場合には交渉から撤退するなどというような対応も要請しているところでございますので、まさに北海道の農業を守るということにおいては従来どおりの決意でございますので、その点ご理解をお願いしたいと思います。

それと、最後に懸垂幕の関係でございます。これにつきましても先ほど来、答弁させていただいておりますが、オール北海道という立場の中で全体的な立場の中で行動していく、あるいは市長会をもとに私たち一緒になってまとまった形で行動すべきだろうと考えております。そういう中で、砂川で懸垂幕ということにつきましても、先ほど来申し上げておりますけれども、現在の段階では考えてございませんので、その点でひとつご理解のほどをよろしくをお願いしたいと思います。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 TPPの問題は、今まさにオール北海道で反対するというので、砂川市も同じ考えだということですので、私たちも地域農業や地域経済を守るために全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、これからも市長を先頭にしながら取り組んでいただきたいということをお願いして、時間がありませんから、次の生活保護の改正の内容について質問をいたします。

ご答弁があったように、今回の生活保護の改正は生活保護の不正受給防止などを目的にしているようでありまして、先ほど答弁がありましたように大きな問題の一つが申

請時に本人の資産や収入だけでなく、民法上の扶養義務のある親族の扶養状況まで記した文書を提出することを義務づけたところであります。修正案では必要によってということがありますけれども、基本的には変わっておりません。これまで口頭でも認められてきた申請が文書化の義務づけにより、実質的には門戸が狭まり、生活保護を受ける人が門前払いを受けることとなります。また、記入が不十分なため本当に生活に困窮している人が申請できないとなれば、これは人権侵害のおそれがある。これは、一般新聞でも報道されております。憲法25条の生存権と国民の権利を侵害するものだと思いますけれども、この辺はどうお考えなのか伺います。現行法では申請書の記入項目の規定はなく、判例で口頭での申請も認めています。審査に必要な資産の状況は、自治体が調査するのが原則であります。口頭で申請が認められるようになったのも、自治体の中に必要ない書類提出を求め、申請を断念させた例があったからであります。そもそも家族がいても、扶養を受けるかどうかは保護の要件ではありません。もし生活保護法が改正されれば、受給要件と関係のない親族から援助の有無なども調べ、記入するの必要が出てきます。大幅に負担がふえる上で申請者に心理的な圧迫感を与えるとともに、路上生活者などは申請そのものが難しくなります。さらに問題なのは、扶養義務の収入や資産について自治体が金融機関や勤務先などに報告を求めることができる規定が盛り込まれていくことは極めて大きな問題であります。扶養義務者の資産調査となればプライバシーの侵害も甚だしく、親族に迷惑がかかると申請を諦める人も出てきます。悲惨な餓死事件が後を絶たず、貧困の連鎖を広げる社会にしておきながら、最後のセーフティーネットの申請さえ妨害することは絶対許されないことだと思いますが、この点についてのお考えも伺います。

それから、(2)の生活保護基準の引き下げについては、8月の実施なので、具体的には3年かけて順次やっていくからということでもありますけれども、年末一時扶助金の削減については具体化されているのではないかというふうに思いますので、そのことについて伺いたしますのと、市民への影響については、先ほどお話がありましたように、最低労働賃金も含め、就学援助や多くの関係にも影響するということがありますけれども、今物価が上がって市民生活が大変になっているときにそういうことも引き下げられるということは非常に大変な影響があるのだらうと思いますが、その辺についてもう少し詳しく伺いをしたいというふうに思っています。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、順次お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、憲法違反、人権侵害ということのお話でしたが、こちらのほうは、本当に憲法違反であれば、実際にそれを判断できるところは恐らく今の法制上は最高裁判所の判例ということになるかと思えますので、こちらのほうについては生活保護法が改正されれば私もケースワーカーは粛々とそのとおり事務を進めていくということでございます。

続きまして、申請手続の関係でございますけれども、こちらのほうにつきましても今ま

で省令で行われていました申請、あるいは先ほどお話ありました口頭申請、これも今現在厚生労働省から入っています情報によりますと、この法案が通ったにしても手続上は変わらない。その運用に基づいて口頭申請を受けても構わないというようなことに入っておりますので、少なくともこの法案が通った後に施行令、施行規則というのが随時こちらのほうに発出されると思いますので、その内容を精査した上で肅々と事務を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、大きく何か申請の段階で変わるということは余りないというふうに考えておりますし、私ども特にケースワーカーとしても必要な方が申請をされた場合はそれは生活保護を受給していただくと、これはこの生活保護法が変わっても、あるいはそれ以前の法律においても恐らく法の趣旨からいくとそれは変わらないという判断をさせていただいておりますので、そのような取り扱いをさせていただきたいというふうに思っております。

それから、3点目の年末扶助の関係、今回生活保護基準で生活扶助と年末扶助の関係が8月から減額ということになっておりますので、ここの具体的な数字につきましては一応、今厚生労働省から来ております数値でいきますと、砂川市が3級地1という級地に定められておりますので、今までの例でいきますと1人当たりの単価、これを人数分掛けるというような形になっておりますので、例えば改正される前においては1人当たり1万1,630円と、これが単純に2人、3人、4人と掛けられていきますので、2人ですと2万3,260円、3人ですと3万4,890円と、こういう形でふえていくことになりませうけれども、新基準に基づきますと、今度は1人当たりということではなくて何人で幾らということになりますので、例えば1人であれば1万1,070円、これは5%ほど減額ということになります。それから、2人であれば1万8,040円、これは22%ほどの減額になるかと思えます。また、3人であれば1万8,600円と、こちらのほうは47%ほどの減額と。ですから、人数がふえればふえるほどこの減額率は多くなっていくというような基準が現在示されているというところであります。

それから、最後になりますけれども、市民への影響ということでございますけれども、特に一番大きなものは非課税世帯、生活扶助が下がることによって今まで非課税だったのに課税世帯になってしまうと、こういうところかと思えますが、こちらのほうは税制改正のほうで恐らく何がしかの補填がある、あるいは非課税にならないようなことになるのか、それは税制改正の中で判断されるということでございますので、それ以外のものにつきましては今生活保護の基準も実際にどれぐらいになるのかということは金額的にはわかってはおりますけれども、若年者は少し上がっております。やっぱり働き盛りから高齢になるにかけて生活扶助費というのが下がっておりますので、その世帯、その世帯で若干ふえる世帯もあれば下がる世帯もあるということでございますので、この辺の影響は確実にその辺をつかんでから、庁内的にもその情報共有をして、必要があればその対応をさせていただきたいということでございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 生活保護の関係では、部長は今までの対応と変わらないというふうに言われますけれども、それでは法を改正する意味はないのです。だから、生活保護法が改正されたということは、目的にもありますように不正受給を防止するというので非常に厳しくされたということですから、そういうことにはならないのだろうというふうに思います。もし本当に不正防止をするのであれば、ケースワーカーを増員したり行政機関同士の連携を強化することが優先されるべきであって、法の改正によって縛るというのは本当に人権侵害にもなりかねないというふうに思っています。ことしの5月に国連から日本政府に対して、生活保護申請が抑制されているということで懸念が表明されて、国連から申請を簡素化することなどの勧告が出されておりますが、ご存じでしょうか。生活保護法が改正されることによって非常に生活保護を受けにくくなるし、親族にも調査が及ぶということは、先ほど弁護士会なども言っていますようにプライバシーの侵害にも当たり、行政として調査するにしても大変だというふうに思いますけれども、そういうことにもなりかねませんので、そのところは本当にこれまでの状況と変わらないのであれば法律を改正する必要はないわけで、ここは本当に国がそういう方向をとったとしても、市としては温かい行政を進めていただきたいなというふうに思っています。

次に、今回の生活保護基準の引き下げ、今言われましたように年末扶助金が1人の場合は5%で若干減るけれども、2人世帯になると22%、3人になると半分に減らされると。今でも本当に厳しい生活の中で最低の生活をしている人たちの暮らしが大変な状況になるわけですので、これらについても弊害が非常に大きいのではないかなというふうに予想されます。また、非課税の問題、住民税の非課税基準の問題などは税の改正との関係とも言われますが、しかしこれらは全て最低賃金やら非課税にも大きな影響を与えることが明らかでありますので、国に対して本当に市民生活に影響ないようにしっかり求めていっていただきたいし、また今回の生活保護の改正案については参議院で廃案に追い込むように運動も展開していきたいなというふうに思っておりますので、そういう立場で取り組んでいただきたいなというふうに思います。その辺についてお伺いします。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 まず、私のほうで先ほどご答弁申し上げました申請についての関係については、これは申請に特筆してお話をさせていただきまして、本当に必要な方については、それは生活保護を受給していただくと、これは生活保護法が今変わってもそれは変わりませんというお話をさせていただきましたので、今までも口頭申請というのは省令できちんと決められたものが生活保護法にきちんと明記をされたということでございますから、ここの部分については変わらないように必要な方については受給をいただくという趣旨でお話をさせていただいたところであります。

それから、今の改正等に絡んで国に対して求めてほしいということでございますけれど

も、今の生活扶助、年末扶助の減額ということについては、いずれも国の執行権で補正予算が既に通っておりますので、ですから実際にこれは国がそのときの情勢に応じて、もちろん上がることもあるでしょうし、今回は特に年末扶助については大幅に下がっているということでございますけれども、これはその情勢を鑑みながら下げているだろうというふうに私どものほうは考えておりますので、実際にそういう形でなければこちらのほうも粛々とそういう業務を進めていけないということもございますので、こちらのほうはまず生活扶助も含めた影響をまだ十分に掌握しておりませんので、そういうものも含めて、何かそういう対策がとれるかどうかというのはこれから考えていきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 時間がありませんから、次の3点目に移ります。

風疹予防の費用助成についてでありますけれども、開業医でつくる全国保険医療団体は、風疹の定期接種を受けていない人に対し、予防接種法に基づく風疹の臨時接種を公費で実施するよう求めております。また、少なくとも妊娠を予定、希望する女性及び同居する男性に対しての公費での接種費用の助成などを要望しております。これは、子育て支援の一環にもつながる事業として接種費用の助成が必要ではないかというふうに思っています。今風疹の感染を防ぐには予防接種しかないというふうに言われておまして、しかし1回に5,000円から1万円かかるので、受けない人が多いと。これでは風疹がどんどん広がっていくので、北海道内の市町村でも助成する自治体が今ふえてきておりますが、その辺の状況もあわせて砂川市のお考えをお伺いします。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 この助成の考え方については、先ほどご答弁申し上げたとおり、発症する方あるいは近隣の状況を見定めてということで、特に滝川保健所管内ではまだ発症例がことしに限っていえばありません。以前は平成20年にお一人ということでしたので、その辺は見定めたいと思います。それから、私どものほうで押さえております道内の助成につきましても、市で3市、これは苫小牧市、室蘭市、北斗市、それから町ではむかわ町ということで、それぞれ8,000円から9,000円ほど接種するお金がかかるのですけれども、この自己負担をそれぞれ2,000円から3,000円に押さえていると。中身的には妊娠可能な年齢の女性の方、あるいはそれに付随するご主人というような状況になってございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 これはどんどん全国的に感染しておりますので、ぜひ助成を検討していただいて、砂川市で感染者が出ないようにしていただきたいなというふうに思っています。

最後に、地デジ対応ラジオの給付についてですけれども、先ほどお話ありましたように厚生労働省の通知を受けて、北海道の福祉担当者から市町村に速やかに日常生活用具の対象にそれを追加するよう通知が出ているということでもありますので、砂川市ではそういう

要望がないというふうに言われておりますが、道内で身体障害者手帳の交付受けている視覚障害者は1万8,070人、2011年でありますけれども、砂川市にはどのぐらいの方がいらっしゃるのか、もし要望があった場合にはこれは給付していただけるのか、具体的にお伺いいたします。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、まず市内の視覚障害の方、身障手帳をお持ちの方は65名おりまして、その中で対象となり得る1、2級の方は40名ということで押さえていただいております。今回身体障害者福祉協会のほうにもこういうご要望があるかどうかというお話をさせてもらいましたら、特段そういうご要望も問い合わせもないということでごございました。ただ、ご答弁でも申し上げたとおり、現実的にそういう方がおられれば、これは今は対象になっておりませんが、対象にするべく対応させていただきたいというふうに思っています。

○土田政己議員 ぜひそのようにしていただきたいと思えます。

これで質問を終わります。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員の質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

水島美喜子議員の質問を許します。

水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 (登壇) 通告に従いまして、一般質問をいたします。

大きな1番、地域おこし協力隊の活用等について。このたび砂川市は、総務省の地域おこし協力隊の制度を活用し、地域外の人材を積極的に誘致し、都市地域の住民を受け入れ、地域協力活動を行う者として3名を採用すると聞きました。この地域おこし協力隊の方たちには、地域力の維持や強化、またその移住、定住を図ることを目的としていることから、私たちが砂川市における意欲的な活躍を大いに期待しているところでございます。そこで、地域おこし協力隊のこれからの具体的な活動予定について伺います。

大きな2番、病児、病後児の保育等について。病児、病後児保育とは、風邪や発熱など保育所では預かってもらえない軽度の病気のと看や病気が治りかけの時期に子供を預かり、適切な対応とケアができる保育のことです。女性の就業率が高まり、核家族化の度合いが強まっている昨今、共働きの家庭など突然の発熱や病気の子供を抱え、預け先がなく困っている人も多いのが現状です。病児、病後児保育の実施は、運営を考えると財政的に厳しい状況が想定されますが、子育て、就労の面からも大切な支援事業であると思えますが、砂川市の考え方を伺います。

○議長 東 英男君 経済部審議監。

○経済部審議監 田伏清巳君 (登壇) 大きな1番目、地域おこし協力隊の活用等について、これからの具体的な活動予定についてご答弁申し上げます。

まず、地域おこし協力隊の応募状況についてであります。当初12名の応募がありましたが、うち1名については募集対象に合致せず、最終的には11名について5月28日に面接を行い、まちなか集客施設活動に2名、商工観光振興活動に1名の採用を決定したところであります。ご質問のこれからの具体的な活動予定ということですが、まちなか集客活動の隊員については基本的にはまちなか集客施設SUBACOに常駐して、イベントや作品展示などを企画して施設への集客を図っていくとともに、商店会や各個店等の情報を集約し、訪れた方々に情報提供、情報発信を行い、施設本来の目的である商店街への回遊促進、さらには商店街活性化の拠点施設として運営するための活動をしていくことを考えております。また、商工観光振興活動の隊員については、みずからまちへ踏み出し、情報収集を図って、商工会議所から要望のありました地域ブランドの開発、研究、PR、観光協会から要望のありましたイベント企画、観光資源発掘、情報発信強化、さらには既存イベントの評価や考察などを含め、新たな視点で商工観光振興につながるさまざまなまちおこし活動を企画していくことを考えております。これら3名の協力隊員はいずれも都市地域から転入されることから、まちなか集客施設活動や商工観光振興活動の中で砂川にはない新しい風を吹き込み、まちおこし活動を展開してもらおうと考えております。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 大きな2の病児、病後児保育等についてご答弁申し上げます。

病児、病後児保育につきましては、保育所等に入所中の児童が発熱等の急な病気となった場合及び病気の回復期において保育所等での集団保育が困難な状態にあり、かつ保護者がやむを得ない事由のため家庭で保育ができない状況にある場合において、一時的に児童を施設でお預かりして保育を行うものであります。本市における保育所での児童の預かりについては、熱があったり児童の体調が悪い場合は無理をさせないで休ませよう保護者をお願いをしているとともに、保育所で発病した場合は保護者に連絡し、帰宅していただくこともあり、児童の体調を第一に考えながら対応しているところであります。ご質問のありました病児、病後児保育に対する考え方ですが、お子様を預かる保育所の役割は共働きの保護者にとってとても重要なものであり、さまざまな保育ニーズがあるものと考えているところであります。そのような中で、病児、病後児保育につきましては保護者の子育てや就労を支援する面から大切な事業であると考えているところであります。病児、病後児保育の実施につきましては利用児童に対応するため看護師等の人員配置のほか、事故防止や衛生面に配慮した専用スペースの整備など、受け入れ基準を満たすための条件等がありますので、必要性や実施の可能性等を十分に考慮しながら検討してまいりたいと

考えているところでございます。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 初めの地域おこし協力隊のことですけれども、11名の中から3名の方が採用されたということで、まちなかの集客施設のほうに、そちらの活動のほうに2名と、あと商工振興活動のほうに1名配置をされるということでございますけれども、それぞれの分野で活動を始められるのですね、それで都市地域から転入された方だというお話でございました。それで、すぐにそういう方が活動を開始するというのは非常に大変なかなと思うのですけれども、活動が円滑に実施されるというように事前に研修的なものを予定されておられるのでしょうか。

○議長 東 英男君 経済部審議監。

○経済部審議監 田伏清巳君 3名の皆様の研修を実施するのかどうかというご質問をいただきました。まず、協力隊員3名の皆様は、今内定といたしますか、採用を決定しておりますけれども、正式には7月1日に砂川市の嘱託職員としての発令をさせていただきます。その後、SuBACoといたしますか、まちなか集客施設へ配属になる2名に関しましては、そのままSuBACoで勤務をしていただきます。その着任と同時に、SuBACoでの企画立案、事業実施を進めてもらいますけれども、その際はお二人だけに任せ切りにしないで、私ども担当、商工労働観光課の職員と一緒に仕事を進める。さらには、5年間の実績をお持ちの地域交流センターゆうを運営されていらっしゃるNPPO法人ゆうのベテランスタッフの皆様からアドバイスなどをいただきながら、実務を進めながら基本的なことを学んでいくと、そんな手法を考えております。それから、商工観光振興活動の協力隊員1名の方は、まずは市役所の商工労働観光課の中に籍を置いていただきまして、私ども職員のほうからまちの歴史ですとか特色ですとか、そういうようなものを学んでいただきながら、関連する団体とのコミュニケーションをしっかりと構築してもらおう。その上で、特産品の開発ですとか観光のPRなどという実務を進めていただく。したがって、事前の研修というのは実施をいたしません、実務を行いながら学んでいってもらおう、そんな手法をとろうと考えております。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 実務優先で、学びながらということでしたけれども、砂川市や、また活動のことを十分に理解していただいて、スムーズに取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。

また、採用になりました3名の方につきまして、私の周りの人たちもどういう人が来るのだろうととても楽しみにしているのですけれども、その方たちの男女の別ですとか年代、あと都市地域のどこから来たのかとか、またその方たちがどのような特技やスキルをお持ちなのかなど、差し支えない範囲で結構ですので、教えていただきたいと思っております。

○議長 東 英男君 経済部審議監。

○経済部審議監 田伏清巳君 3名の皆様の男女別ですとか年代、それから特技、そういうようなところですね、守秘義務に反しないレベルでお答えをさせていただきたいと思えますけれども、男性が2名、女性が1名です。集客施設のS u B A C oのほうには男性1名、女性1名が配属になります。この男性の方は、30代の方で、現在は千葉県千葉市に在住をされております。ただ、2006年からことしの2月までイギリスのロンドンに在住をされておりました。ロンドンに行った目的は、1年間、語学留学といいますか、言葉の勉強をし、その後飲食店に勤務をされて仕事をしていた。飲食店の勤務をしながらファッション関係、洋裁関係の勉強をされていたということでございます。特技、スキルにつきましては、ファッションデザイナー関係ですとか絵画ですとか、それからイベントの企画などが得意分野であるというお話でございました。それから、もう一人の女性の方は、20代でございます。現在札幌市に在住をされておりますが、この方は砂川で勤務をされていた、在住をされていた経験をお持ちです。したがって、砂川の中心市街地を熟知されておまして、即戦力としてすぐ実施に入っていただけるのかなというふうに感じております。この方の特技といいますか、スキルは、舞台関係ですとか、それから展示企画の立案、実施です。資格としては、2級建築士をお持ちでございます。それから、残りの1名の商工観光振興活動に従事される方は、30代男性でございまして、現在は札幌市に在住をされておりますが、お生まれは島根県です。全国に五百数十店舗お店を持つ衣料品関係の販売責任担当をされていた経験をお持ちで、その関係で在住地は島根県であったり、山梨県、茨城県、それから長崎県というようなところを経験されているとのことでございます。得意分野に関しては、料理ですとか、それからパソコン、それから仕事柄培ったコミュニケーションの形成、これが私の得意分野でありますというお話でございました。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 すごいスキルの方たちですね、ファッションだとか、また語学でロンドンに行って勉強されたとか、非常に興味深い方たちだなと思えました。また、砂川在住だった方もいらっしゃるということ、2級建築士という、素晴らしいですね。また、30代の男性で島根県の出身とか、販売の経験があるとか、本当に砂川には余りない、いろいろなタイプの人材なのかなと思います。そういう方が採用されて、とても楽しみでございます。まちなか集客施設には展示やデザイン系のスキルのある人が配置をされたようですけれども、私たちが例えばその施設を活用しようとするときに団体などに対してこの方たちがアドバイスですとか、あとこういうふうにしたらいいのではないのでしょうか、こういうときはどうしたらいいのでしょうかとかというような相談にも乗っていただくということは可能なのでしょうか。

○議長 東 英男君 経済部審議監。

○経済部審議監 田伏清巳君 まず、まちなか集客施設S u B A C oの目的そのものは、先ほど1回目にご答弁させていただいたとおり、中心市街地での購買につなげるために、

商店街の皆様、商店会の会そのものであったり個店であったりというPRをさせていただきたいというところに主たる目的があるのです。ただ、それだけではなかなか、お客様たちに毎回毎回SUBACOに足を踏み入れてもらうことは果たしてどうなのかなというところもありまして、付加価値、付加要素といたしまして次の魅力づくりとして、市民団体の皆様の作品展示ですとか、また作品だけではなくて何かイベントの開催ですとか、そういったものをぜひ行っていただきたいというふうに考えているのです。当然そうなりますと、そこに常駐されます地域おこし協力隊の皆様と市民団体の皆様のコミュニケーションというのは大歓迎でございます。ご質問のありましたアドバイス、相談等でありますけれども、ではこれでプロで活躍されている方かというところではない部分もありますけれども、私ども面接などをさせていただいたところによりまして非常に経験を踏んでいらっしゃるなというところがありますので、まずはSUBACOを使ったときの作品の展示ですとかイベント等の展示の仕方や企画の仕方というところのアドバイスというか、一緒に相談に乗るといような部分というのはぜひご活用していただきたいと思っておりますし、それからこのお二人の方たちも仕事をしながら成長されていくという部分もありますので、逆に相談をしていただきながらお互いに大きくなっていく、よりよいものにしていくというところを目指しております。したがって、もしご相談があれば、可能な部分であればぜひアドバイス等々、相談に乗らせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 それは、とても心強いことだと思っております。いい企画とかアイデアを期待しておりますし、コミュニケーションというお話もありましたので、また変わった形でのいろいろなかわりができてくるのかなと思っております。商店街の情報を得ながら作品展示ですとかイベントなども見れるようになるということなのですね。それだけではなくて、たくさんの方が参加もできる、見るだけではなくて参加もできるというお話でしたので、いろんな面で楽しめるのかなとも思いますけれども、商店会を中心とした新たな形の交流の場を本当に期待しております。

私たちの会派で昨年、喜茂別町に視察に行っていました。そこは、10人の地域おこし協力隊の方が2年間、地域住民とともにまちおこし活動に従事をして、8名の方が定住されたのです。すごい成果だと思います。また、受け入れる自治体も大変なご苦労があったかと思っておりますけれども、意外にも町役場の担当の方たちは協力隊に対しまして自立のことも考えて、みずから考え、そして行動することが大事なので、過保護にならないように気をつけていたということだったのです。そういうふうにおっしゃって、ちょっと驚きました。一生懸命親切にお世話をしていたことを想像していたものですから、余りいろんなことに口を出したりとかしないで、みずから行動するようにというお話をしていただいたので、ちょっとびっくりしたのですけれども、協力隊の方たちにもお会いしまして、

そこで皆さんつらかったことは何ですかというふうに関心の方にお聞きしたのですけれども、雪とか交通の便がとか、そういうお話も出てくるのかなと思ったのですが、意外に住民の方たちから受け入れてもらえずに孤立してしまうときというような言葉が返ってきました。また、困ったことがあったとき誰に相談をしていいのかがわからなかった、そういうこともあったということで、でも仲間との交流があったので、とても心強かったというお話でございました。こういうことから、複数の採用ってとてもいいことなのだなと思ったのですけれども、生活支援というのは当然のことなのですから、見ず知らずの土地やなれない人たちの中で大変つらいことも多いと懸念されます。そこで、メンタル面のケアがとても重要であると思います。砂川市はそういう面でどのようにお考えでしょうか。

○議長 東 英男君 経済部審議監。

○経済部審議監 田伏清巳君 実は、私どもの商工労働観光課の担当職員も昨年、地域おこし協力隊の道内の先進地であります喜茂別町、それからニセコ町さんへ昨年秋にお伺いをさせていただきました。お伺いさせていただいて、担当の役場の職員の方、それと地域おこし協力隊員ご自身にも別々にヒアリングをさせていただいたのです。水島議員さんおっしゃるように、これは全く一致しているのですけれども、自立をその先目指すと。マックス3年間ですから、その先は自分たちで何かを考えなければならないのです。地域おこし協力隊はあくまでも定住が目的ですよ。仕事というのは手段ですから、そのためにも極端に過保護になっていけないというのは、やはり同じ言葉を頂戴してきました。さらには、余りかわり過ぎて、彼らにもプライベートですとかプライバシーがあるわけですから、過干渉もよくないとおっしゃるのです。ただし、過干渉と過保護を注意しながら、やはり心の部分のケアは絶対大事であるというお話もいただきました。うちの場合は、お一人は若干砂川のことを経験されていますけれども、残りお二人は全く砂川のことがわからない、親戚縁者も一切いないという状況で入ってまいりますので、お一人になったときなんかというのは、カルチャーショックもあつたり、都会からこういう小さいまちに来ますので、そういった部分で非常に寂しい思いをすることもあろうかなと思うのです。目的であります観光の振興ですとか、それから特産品の開発ですとか、または商店街のPRなんていうところで新しい風を吹かせていただければいいと思います。やっぱりそういう心配事というのは取り払わなければならないと考えるのです。そのためには、いろんな方のつながりが大事だと思いますけれども、まずは私ども商工労働観光課の職員たちがその3人の方に声かけをさせていただいて、また聞く耳を持って相談相手となって、メンタル面のケアを担当させていただいて、順調に仕事が進むという方向を意識したいというふうにお考えしております。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 過干渉とか過保護という、そういう基準というのも非常に難しいこと

なのかなと思いますけれども、どうぞしっかりと支えてあげていただきたいと思います。地域おこし協力隊の活用は、砂川にとって今までにない、いろいろな分野で新しい風が吹き、商店会やまちなかにも新たなまちおこし活動や支援のあり方が創出されると思います。意義ある事業をスタートしていただいたとっております。また、砂川市が一段と活性化されるように私たちも応援してまいりたいとっております。期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、病児、病後児保育等について、先ほどご答弁いただきました。砂川市次世代育成支援地域行動計画というのがあります。その中の第2節に保育サービスの拡充というのがあります。そこに、ニーズ把握調査の結果、多様なニーズへの対応ということで、乳児保育、時間延長保育、障害児保育、一時保育、広域保育など、休日保育を除いて砂川では取り組んでいただいております。第5章の数値目標設定の中にも、乳幼児健康支援一時預かり、これは病気回復期のほうでございましてけれども、そういう項目が入っておりますが、そのときのニーズ把握調査の中で病児保育の希望というのはどの程度あったのかなと思っております。結構前の調査ですので、もしわかれば教えていただきたいと思います。また、北海道では札幌市、旭川市ほか20カ所ぐらいでこの保育形態を実施しておりますけれども、近隣では滝川市が保育園で病後児保育、また深川市は市立病院内の専用スペースで病児、病後児保育を行っております。また、岩見沢では民間の方が運営されております。というようにいろいろな形態がありますけれども、近年保護者の方からこういう保育の形態の要望の有無などはあったのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 まず、アンケートの関係ということでご質問がございましたけれども、病児、それから病後児ということでございますけれども、このときのアンケート結果からいきますと、親族等に預けた、つまり本当は保育所に預けたかったのだけれども、親族等に預けたので、このときに施設に預けたかったという方が当時の回答者のうち33.3%、つまり3分の1が病児保育、病後児保育について希望されていたというふうな当時の調査ということで結果が出ておりますので、このときの3分の1ということがどれだけ大きな部分があるかということなのですけれども、ただニーズ的には病児にしても病後児にしてもそのときには何とか預けたかったという保護者の方が確かに3分の1ぐらいはおられたという調査結果でございます。ただ、この計画自体には平成26年度までの計画に病児、病後児という計画は持っておりませんでしたので、そのものについては計画上は平成26年度までは今のところ実施する予定がないということで、ニーズ調査はこのようなことだったので、結果としては計画に入っていないということでございます。

それから、2点目のほかの病児、病後児、例えば病児保育でいきますと深川さんが行われております。ただ、病児保育になりますと医師あるいは医療機関との連携が必要ということで、深川市さんの場合は市立病院の中に専用スペースをお持ちになっているというこ

とで、こちらのほうはかなりハードルの高い部分というふうに考えてございます。また、滝川市におきましては病後児保育というのを平成22年から実施をしておりますけれども、滝川市においては看護師を配置をしまして、専用スペースを持ってその事業を進めているということでございますので、空知の中でも近隣では滝川市さんが病後児、深川市さんは病児保育ということで既に実施をしているというところも押さえてはございます。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 もう一つあったのですけれども、近年、最近保護者の方からの要望があったかどうかということでお願いします。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 大変申しわけありません。実際にはそのようなご要望につきましては、担当のほうに確認しましたけれども、特にこういうふうに預けたいというような部分はなかったということでございます。ということは、入所の時点で、1回目のご答弁でもお話ししましたとおり、こういう種の部分についてはある程度家庭のほうで対応いただくというようなことでしおりにも記入をさせていただいておりますので、ですからもともと熱がある、病気だという方については病院あるいは自宅での対応、あるいは保育所ですというような状況が起きても家庭に連絡をしてお引き取り願うというようなこともございますので、もともと計画にないということで特にご要望がなかったのかなというふうには考えております。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 わかりました。私の周りの方たちも、できれば職場から帰るのではなくて、預かっていただけたらありがたいとか、個人的には聞いているのですけれども、市の方針としてそういうことであればということで、市のほうにはまだ訴えてはっていないのかなと思います。

厚生労働省の病児、病後児保育事業の目的というところで、保護者が就労している場合などにおいて自宅での保育が困難な場合、病院や保育所などにおいて病気の児童を一時的に保育をする事業、病児、病後児対応型ほか、保育中に体調不良となった児童の緊急対応、体調不良児対応型など安心して子育てできる環境を整備し、児童の福祉の向上を図るとあります。あるワーキングマザーに対する調査なのですが、仕事と育児の両立で最も悩むことのトップが子供の病気で遅刻や欠勤をすることがあり、周囲に迷惑をかけること、これが72%というトップのことです。また、育児休業法により子供が1歳になるまで育児休業というのが可能、また3歳児までは短時間勤務が認められていますが、これは現実的にはとても厳しいものがあるなと思います。第1子の出産後に離職をする率というのは全国的に62%と言われております。アベノミクスで成長戦略ではこれは2020年には45%になるようにという目標を持っているようでございますけれども、ワークライフバランスも含めて子育て環境の整備が急務であると思っております。これに関し

ては経済部になるのかと思いますので、また別の機会にやらせていただきたいと思います。

砂川市は、24年度の市立保育所3カ所の定員240名のところ、下期ですが、214名の入所がございます。24年度の一時保育の利用状況なのですけれども、ひまわり保育園でこの一時保育というは行っております。延べ人数で735名の利用状況です。利用の理由が勤務形態によるということでございます。また、ファミリーサポートセンターの利用実績なのですけれども、こちらは150件という数字が出ております。非常にニーズがあったということだと思います。女性の就労率や社会進出が増加している昨今なのですけれども、こういうシステムがいかに必要とされているのかということだと思います。このような時代背景の中で、病児、病後児保育を必要としている家庭も多いと思います。実施に向けしっかりとニーズ把握の調査をしていただきたいと思います。砂川市は、市立病院の建設により、ますます医療のまちとして私たちの誇れるまちとなっておりますけれども、子供たちのために病児、病後児対応型であるとか、また体調不良児対応型の保育のあり方をできれば病院と連携も視野に入れながら、いま一度実施に向けてご検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 実施に向けてということでございますので、ご答弁をさせていただきます。

まず、平成22年12月議会において同様のご質問を受けまして、これからお話しする同様のご答弁もさせていただいているのですけれども、まず病児保育につきましては、先ほどもご答弁させていただいたとおり、病院との連携あるいは医師との連携と、これが必要になってきますので、今市内3カ所ある保育所、保育園においては少し市立病院とは離れたところにあるということがございますので、ここの連携をするためには分所的なものを市立病院の近くにつくらなければならないというような諸条件もございますので、こちらのほうは少しハードルが高いというふうに考えてございます。それから、病後児保育につきましては、先ほどもご答弁しましたけれども、看護師あるいは専用スペースと、こういうものについて検討させていただきたいと思いますが、今現在の子育ての計画については平成26年度までということになっていますから、平成27年度以降の計画につきましては恐らく国のほうからこの7月か8月に指針が示されるという予定になっておりますので、それに基づいてニーズ調査、アンケート調査、これは恐らく平成25年度中に実施できるというふうに考えておりますので、そのアンケート調査を見ながら、そして今の条件整備が整うかどうかというものを勘案しながら検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 わかりました。より一層子育てや子供に優しいまちとなりますようにお願いをしたいと思います。一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 東 英男君 一般質問はすべて終了いたしました。

◎日程第2 議案第5号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 砂川市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長 東 英男君 日程第2、議案第5号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 議案第5号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。中空知広域市町村圏組合5市5町での広域連携により行う戸籍法に基づく戸籍事務の電算化に伴い、磁気ディスクをもって調製された戸籍事項の証明書の交付について手数料を徴収すべき事項として定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

別表第2の第10項は、現在戸籍についての定めであり、現行「記録事項証明書手数料」を改正後は「全部事項証明書若しくは個人事項証明書、一部事項証明書手数料」に改めるものであります。なお、全員を証明する戸籍を「全部事項証明書」に、個人を証明する戸籍を「個人事項証明書」に、婚姻事項のみなどの一部を証明する戸籍を「一部事項証明書」として徴収すべき戸籍の名称を追加するものであります。現行「、第120条第1項又は第126条」を改正後は「、若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項を証明した書面の交付」に改めるものであります。

第11項は、除籍についての定めであり、現行「記録事項証明書手数料」を改正後は「全部事項証明書若しくは個人事項証明書、一部事項証明書手数料」に改めるものであります。なお、全員を証明する除籍を「全部事項証明書」に、個人を証明する除籍を「個人事項証明書」に、婚姻事項のみなどの一部を証明する除籍を「一部事項証明書」として徴

収すべき除籍の名称を追加するものであります。現行「、第120条第1項又は第126条」を改正後は「、若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項を証明した書面の交付」に改めるものであります。また、除籍につきましては9月30日以降に電算化した現在戸籍が除籍となった場合の名称であり、9月30日前に存在する除籍につきましては従前の名称のままであります。

附則として、この条例は、平成25年9月30日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第6号 砂川市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、現在の低金利状況に合わせ、地方税に係る延滞金の利率が引き下げられたため、砂川市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第6号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいますと左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正であります。

附則第3条は、延滞金の割合の特例の定めであり、当分の間の延滞金の利率について年14.6%の割合を加えるとともに、特例基準割合を現行の貸出約定平均金利に年1%を加算した割合に見直し、納期限後1カ月経過後の利率である年14.6%は特例基準割合に年7.3%を加算した割合に、納期限後1カ月間の利率である年7.3%は特例基準割合に年1%を加算した割合にそれぞれ引き下げるものであります。仮に貸出約定平均金利が1%といたしますと、納期限後1カ月間につきましては現行の年4.3%が年3%に、1カ月経過後につきましては現行の年14.6%が年9.3%となるものであります。

第2条は、砂川市介護保険条例の一部改正であります。

第8条は、延滞金の定めであり、本来の延滞金について条文を整理するとともに、当分の間の割合として新たに附則第6条を加えるものであり、内容につきましては砂川市後期高齢者医療に関する条例の改正と同様の割合に延滞金の利率を引き下げるものであります。

附則として、第1項はこの条例の施行期日の定めであり、公布の日から施行し、平成26年1月1日から適用するものであります。

第2項及び第3項は、経過措置の定めであり、それぞれの改正後の規定は平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものは、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第5号及び第6号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号及び第6号の一括質疑を終わります。

続いて、議案第5号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第3 議案第8号

○議長 東 英男君 日程第3、議案第8号 平成25年度砂川市一般会計補正予算を議題とします。

議案第8号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時57分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第8号 平成25年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第2号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ115億1,083万5,000円とするものであります。

第2条は、地方債の変更であります。4ページ、第2表、地方債補正に記載のとおり、過疎対策事業債1,000万円を補正し、補正後の限度額を11億9,240万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に二重丸を付してあるのは臨時事業であります。

12ページをお開きいただきたいと存じます。8款土木費、2項3目道路橋梁新設改良費で二重丸、道路橋梁新設改良事業費の(仮称)砂川SAスマートインターチェンジ新設工事委託料3,200万円の補正は、(仮称)砂川SAスマートインターチェンジの設置について連結許可を受けることができましたので、スマートインターチェンジに係る市道及び連結路等の整備に取り組むため、測量及び実施設計を行うものであり、早期の供用開始を目指し、東日本高速道路株式会社と協議を行い、砂川市分に加え、東日本高速道路株式会社分の測量及び実施設計についても負担金を受けてあわせて行うものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。20款諸収入2,200万円の補正は、(仮称)砂川SAスマートインターチェンジ測量設計委託負担金であります。

21款市債1,000万円の補正は、道路整備事業に係る過疎対策事業債であります。

以上が歳入であります。

なお、14ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第8号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、議案第8号の総括質疑を行います。

市長、ご苦労さまでございました。本当にやっとやっこのスマートインターチェンジの連結許可が出たということは、これで工事ができるということになると思うのですが、せっかく添付資料をつけていただいているので、これは今度は所管がかわられるのだと思うのですが、委員会も何もありませんので、ちょっと説明をしていただければというふうにまず1点目は思うのと、この図面を見て、高速道路から来た人がどういふふうに出て、入る人はどうなっていくのかというぐらいでいいのですが、なかなかわかりづらい、白黒なものですから。砂川市の分と、それから東日

本高速道路株式会社の分というのが薄いのとちょっとグレーの濃いのとというふうな形で分かれていると思うのですけれども、この辺ももうちょっとカラーか何かで、せっかくのお祝いなものだから、もらえるとよかったですけれども、これはこれとして。

それで、まずお伺いしたいのが今後のスケジュールです。どんなふうにかこれが連結許可が出て、この予算が通ると思いますが、通って、その後どういうふうになっていくのかという点をまずお伺いする点。

それから、今回諸収入というのがあって、全体としては3, 200万なのだけれども、歳入で雑入で2, 200万、それから市債で1, 000万という、その仕組みを教えてくださいと思います。

それから、市債の関係を見ていくと過疎対策事業債というふうになっておりまして、つまり設計の委託料で過疎対策事業債がつくということは本体工事のほうもそんなふうな状況と見ていいのかどうかをお伺いします。

最後に、全体の事業費なのですけれども、これざっくりで、もちろん委託をしてみないとはっきりした金額というのは出てこないと思うのですけれども、大体どのぐらいかかるものなのかというのを伺いをして質疑といたします。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 古木信繁君（登壇） それでは、何点か質問をいただきましたので、順次答弁をさせていただきますと思います。

初めに、添付資料の説明でございますけれども、この図面の中心の部分、ハイウェイ・オアシス第2駐車場と調整池の間の緑地にスマートインターチェンジの料金施設、ここにはETCの機械設備ですとかゲートですとか退出路を新設いたします。その料金施設から道道砂川歌志内線まで、調整池に沿いまして新しく道路を整備いたします。道道砂川歌志内線との交差部は、現在の丁字路から十字交差点となります。一方、料金施設から第2駐車場まで新しく道路を整備し、第2駐車場内を通行し、サービスエリアまでの連結路に至ることになりますが、スマートインターチェンジ利用者が主に通行することとなる第2駐車場の西側の通路、ちょうど図面では下側のほうの通路になりますけれども、幅員が狭いために拡張を予定しているところでございます。

次に、スケジュールのご質問でありますけれども、スケジュールにつきましてはあくまでも予定であり、確定したものではありませんが、大まかなスケジュールとして、平成25年度、本年度でございますけれども、測量及び実施設計を行い、平成26年度から27年度にかけて整備工事を実施し、工事終了後の平成27年度中に供用開始の予定であります。

次に、諸収入の関係でございます。本年度の測量設計委託料、これにつきましては今年度に工事を伴わないために、補助対象とはならないために補助申請はしておりませんので、全額過疎債の充当を予定しております。3, 200万円の委託料になっておりますけれども、砂川市の負担分の1, 000万円は全額過疎債、東日本高速道路株式会社の負担分の

2, 200万円を雑収入、負担金ということで受ける予定としております。来年度以降の事業についてでございますけれども、砂川市の整備工事の部分につきましては交付金事業を予定しており、現在概算額で既に要望しております。採択されれば約6割程度の補助金が見込まれることとなり、残りの約4割の整備工事については過疎債の充当を予定しているところであります。

それから、全体の事業費の関係でございます。整備費用については、実施設計を経まして詳細に積算されるものでありますので、現時点では計画上のあくまでも概算額であります。スマートインターチェンジの建設に必要な費用の概算額は総額で約7億6,000万円であり、このうち砂川市の負担額は市道整備及び高速区域外の標識設置等に要する費用など約8,000万円であります。東日本高速道路株式会社及び日本高速道路保有債務返済機構の負担額につきましては、道路整備、監視員詰所や電気室等の施設、電気設備、ETC設備及び高速区域内の標識設置等に要する費用など約6億7,000万円の予定であります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 附属説明資料の関係でもうちょっとお伺いしたいのですが、高速道路からおりた人は、まずハイウェイ・オアシスの第2駐車場のこの道路に入ってくるわけですね、それでゲート、すごく小さい字なのだけれども、ゲートが右と左にあるようで、この左側のゲートから出る人は出ていくのですかね。今度逆に高速道路に入ってくる人は調整池のそばにまたゲートがあるようなので、このゲートをくぐって高速道路に入ってくるというようなことでよろしいのかどうかをお伺いします。

それで、ついでに、今見ているのですけれども、調整池のところ、砂川市がつくる道路だと思っておりますが、道道に接続、入っていくところというのは今まで丁の字だったところが十字路になると。丁ではないかもしれないですよ……。道道砂川歌志内線とちょうど書いてある、ここから奥というか西側、つまり子どもの国の駐車場というのは市道でも何でもなくて、公園の道路ということなのだろうと思っておりますけれども、ここの交差点って私もよく通るのですけれども、車が結構多くて、今一時停止で、公園側の一時停止という妙な一時停止になっていたり、いろいろ複雑な状況になっているのですけれども、これがこうなってくれば当然ここには信号機がつくとか、ちょっと細かい話になってしまいましたけれども、そんなような状況というのはきっとあるのですよね。もしこのまんまで、一時停止がどっちになってくるかわからないけれども、そんなになるとこのゲートから出てくる人がたくさんいると思いますから、ちょっと混乱してしまうのかなという先の心配なのですけれども、その辺が今聞けるとすればどんなような状況なのかというのを伺いしたいと思います。

それで、これだけ待つて待つて、やっとうこうやってできてというこのインターチェンジですから、なるべく早く完成させて、早く供用できないものかなというふうに思っている

のですけれども、今年度で工事の補正なりをつけて、1年でも前倒して26年度に供用開始なんていうふうにはなかなかならないのかどうかという点をお伺いをしたいと思うのですけれども、というのは全体の事業費が全部で7億6,000万なのだけれども、砂川市は大体8,000万というようなお話があって、その6割は国から補助金がもらえて、さらに残りの4割は過疎債が適用になる。こうなってくると、実際出すものというのは本当に小さい額でこれができるというのは大変なものだなというふうに思うので、今の私の言い方で間違いないとすれば、何とかなるべく早くというふうな気持ちがあるものですから、そういう今年度の補正で工事を着工なんていう形になるのかならないのか、その辺をあわせてお伺いをしたいと思うのです。

それから、今までの提案説明なんかを聞いていてちょっと気になるのは、いつも（仮称）という言葉が出てくるのですけれども、これは名前というのは誰がどこでどうつけるのかというのは、ずっと仮称ということも変だなとも思うし、砂川S Aスマートインターチェンジってすごくわかりづらいなというふうに思うのですけれども、今後これをどう呼んでいけばいいのかというのは、いつの時点でどうなっていくのかなというふうなことは今のところでわかっているのかどうか。

以上を2点目ではお伺いをいたします。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 古木信繁君 それでは、まず附属図面のゲート部分全般についての説明でございますけれども、中心部にゲート部分、機械部分がございます。ここまで高速道路の本線からおりてきた車は、左側の部分のゲート、オアシス館寄りの部分のゲートを通して道道砂川歌志内線におりていくということになりますけれども、ちょうどへそのような形で、字が小さいのですけれども、退出路と書いてあります。間違っゲートのほうに入ってきた車、つまりETC専用のインターチェンジでございますので、ETCを搭載していない車、またETCがついていましてカードの期限が切れた、そのような車はこの退出路を通って戻ってもらうと、バックして戻りますと交通渋滞になりますので、この退出路を通って帰っていただくということになります。逆に道道砂川歌志内線から入ってきた車は、中心部の調整池寄りのほうのゲートを通って入りますけれども、同じように間違っ入ってきた車はこの退出路を通って戻っていただくと、そういうような仕組みとなっております。

それから、十字交差点、道道砂川歌志内線と公園駐車場への通路、新しくできる連結道路、この十字交差点の関係でございますけれども、これにつきましては北海道公安委員会と既に協議を始めてございますけれども、詳細設計に基づいてさらに再度詳しく打ち合わせをすることになってございます。信号機をつけるのか、一時停止にするのか、その辺の交通安全対策は十分にそこで検討しながら決めてまいりたいと、そういうふうと考えてございます。

それから次に、供用開始を早めれないかというご質問でございます。本年度は測量及び設計を実施しますが、詳細設計を進めるに当たり、公安委員会等の関係機関との詳細協議を行う必要がありますので、この協議には時間がかかることが予想されます。この協議が終了しなければ工事に着手できないために、整備工事の実施についてはどうしても平成26年度以降となるところでございます。砂川市の整備工事につきましては平成26年度中に終了予定であります。東日本高速道路株式会社の整備工事は道路整備のほかに監視員詰所等の施設工事ですとか電気設備、ETC機械の設置工事などがあるために平成26年度には終了いたしません。平成27年度にまたいでの工期の予定となっておりますので、供用開始につきましては整備工事終了後の平成27年度中となるものでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

それから、最後にスマートインターチェンジの正式名称の関係でございますけれども、現在、実施計画書等に使用している砂川SAスマートインターチェンジは仮称でございます。これにつきましては、今後地区協議会で、スマートインターチェンジの地区協議会というのを設立しておりますけれども、この協議会の中で正式名称を決定し、東日本高速道路株式会社に伝えることとなっております。決定に当たっては、北海道開発局が事務局となっております、標識適正化委員会の意見も聞きながら検討するものとなっております。

○議長 東 英男君 増井浩一議員。

○増井浩一議員（登壇） 私は、実用面での質疑をさせていただきたいと思っております。

工業団地に近いということで大型車が通行するかと思われませんが、どの程度の大きさまで通行できるのかということと通行できる時間帯を聞きたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 古木信繁君（登壇） 2点質問がございましたので、順次ご答弁を申し上げます。

まず、1点目、スマートインターチェンジの対応車種はどうかということでございますけれども、これにつきましてはETC車載器を搭載した全車種で、全長12メートル以下の車両となります。これにつきましては、現在、北海道内で唯一設置されております輪厚スマートインターチェンジにおいても同様の対応車種となっております。

次に、スマートインターチェンジの運用時間はどうかについてでございますが、運用時間については6時から22時、午前6時から午後10時までの16時間運用となります。運用の考え方については、隣接しておりますインターチェンジの利用交通量の実績、また連結いたしますハイウェイ・オアシス駐車場における利用制限時間中の駐車場の保安上の課題、冬期の除雪等の管理体制の維持及び安全性の確保の観点から判断をいたしまして、地区協議会において開放時間を決めたものであります。これにつきましても、輪厚スマートインターチェンジにおいても同様の運用時間となっております。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 報告第2号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について

○議長 東 英男君 日程第4、報告第2号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長 佐藤 進君（登壇） 報告第2号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告についてご説明申し上げます。

初めに、平成24事業年度であります。お手元の事業報告書、決算報告書でご説明申し上げます。

1ページ、2ページの事業概要につきましては、庶務関係であり、それぞれ記載のとおりであります。

決算については、3ページ、4ページ、損益計算書及び5ページ、6ページ、貸借対照表でご説明申し上げます。

1、事業収益、（1）、公有地取得事業収益はございません。（2）、土地造成事業収益のうち、1、あかね団地売却収益は1区画の売却で273,63平米について332万7,340円の収益でございます。2、すずらん団地売却収益はございません。3、道央砂川工業団地（第3次）売却収益6,025万9,882円は、第3次造成分のうち7,062平米を経営健全化計画に基づき市に売却した分であります。（3）、附帯等事業収益、1、保有土地賃貸等収益は、西3条南13丁目に所有する土地を警察職員公宅用地として北海道に賃貸している収入と工業地内の土地の一部を資材置き場として賃貸している収入の合計237万156円でございます。（4）、補助金等収益、1、土地開発公社事業補助金収入159万7,960円は、あかね団地1件売却に伴う見直し前の事業原価である簿価額と販売価格の差額を市から補助金として補填を受けた分であります。したが

まして、事業収益合計は6,755万5,338円となったところでございます。これに対する2、事業原価であります、(1)、公有地取得事業原価はございません。(2)、土地造成事業原価のうち、1、あかね団地売却原価332万7,340円は、1区画売却分273.63平米の原価であり、2、すずらん団地売却原価はございません。3、道央砂川工業団地(第3次)売却原価3,834万2,000円は、第3次造成分のうち7,062平米の売却原価であります。4、土地評価損182万1,000円は、平成23年度に土地開発公社所有地の資産価格を低価法の導入により引き下げたところでありますが、この時点ですずらん団地の1区画につきまして販売を前提に交渉を行っておりましたことから、低価法の適用は行わず、引き続き平成24年度におきましても販売の交渉を進めておりましたが、売却に至らなかったことから、同区画について低価法を適用し、簿価額の引き下げとなった分を土地評価損として計上したところであります。(3)、附帯等事業原価、1、保有土地賃貸等原価は、土地賃貸にかかわるものであり、原価はございません。したがって、事業原価合計は4,349万340円となり、事業収益から差し引いた2,406万4,998円が事業総利益となります。

4ページの3、販売費及び一般管理費は、(1)、人件費と(2)、経費の合計92万2,308円となります。事業総利益から一般管理費を差し引きますと、事業利益2,314万2,690円となりました。次に、4の事業外収益でございますが、(1)、受取利息と(2)、その他雑収入の合計1万8,323円で、事業外費用は短期借入金の支払い利息が1,676万7,337円です。したがって、これらを差し引きいたしますと経常利益及び当期純利益は639万3,676円となります。

5ページをお開き願います。貸借対照表についてご説明申し上げます。資産の部、1、流動資産は、(1)、現金及び預金から(3)、完成土地等までの合計で10億5,605万6,256円となっております。2、固定資産は、(1)、有形固定資産の土地は6,441万7,236円、(2)、投資その他の資産の1、出資金1万円で、固定資産合計は6,442万7,236円となり、流動資産と固定資産の資産合計は11億2,048万3,492円であります。

次に、6ページの負債の部でございます。1、流動負債は、(1)、短期借入金15億3,773万円、(2)、未払い金2万1,915円は、会計士報酬3月分でございます。2、固定負債はございませんので、負債合計15億3,775万1,915円であります。資本の部につきましては、資本金の基本財産として砂川市からの出資1,000万円です。2の欠損金ですが、前年度までの(1)、前期繰り越し損失が4億3,366万2,099円で、(2)、当期純利益639万3,676円を加えた4億2,726万8,423円が欠損金合計となります。資本合計はマイナス4億1,726万8,423円で、これが債務超過額となり、負債、資本合計は11億2,048万3,492円で、5ページの資産合計と一致するものであります。

以下、7ページ、8ページには、ただいまご説明申し上げました貸借対照表の各項目金額と一致する財産目録であります。

9ページは、キャッシュフロー計算書を添付しており、資金の流れが表示されております。

10ページは、注記事項です。

11ページから17ページまでは明細表でございますが、14ページ、(4)、短期借入金明細表をごらん願います。期首残高は民間金融機関3行からの借入金15億8,739万円でございますが、期末残高は15億3,773万円となっており、4,966万円を償還いたしました。なお、利率は年度末現在の利率となっており、一部を除いて平成23年度から各行とも利率を下げさせていただいております。他の明細表は、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、平成25事業年度砂川市土地開発公社予算についてご説明申し上げます。1ページをお開きください。第2条は公社の業務予定量であり、第3条は収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、総事業収益は8,327万1,000円、支出の総事業費用を7,013万1,000円と定めるものであります。

次に、2ページの第4条は資本的支出でございますが、予算額はございません。

第5条は、借入金の限度額を16億円と定めるものであります。

3ページをお開きください。平成25事業年度予算実施計画についてご説明申し上げます。収益的収入の1款1項1目公有地取得事業収益はございません。

次に、2目土地造成事業収益は、1節あかね団地売却収益で2区画分、630.66平米、774万3,000円、2節すずらん団地売却収益、2区画分、532平米、624万円、3節道央砂川工業団地売却収益は砂川市への売却分であり、平成22年度予算で債務負担行為の議決をいただいた西6条北23丁目259番4のうち6,772平米と平成25年度予算で債務負担行為の議決をいただいた西7条北23丁目270番9のうち271平米の売却で6,000万円、合計7,398万3,000円の予算計上でございます。

4ページをごらんください。3目附帯等事業収益、1節保有土地賃貸等収益は、西3条南13丁目の土地の賃貸料178万4,000円と工業団地内の用地を資材置き場に貸している土地の賃貸料58万2,000円で、合計236万6,000円でございます。

次に、4目補助金等収益は、本年度あかね団地2区画とすずらん団地2区画の販売を目標としており、売買価格との差額について市からの販売促進のための補助金としての691万6,000円でございます。

2項事業外収益は、1目受取利息6,000円は預金利息であります。

2目雑収入はございません。

5ページ、収益的支出についてご説明申し上げます。1款1項1目公有地取得事業原価はございません。

2目土地造成事業原価のうち、1節あかね団地売却原価は、2区画の予定で774万3,000円でございます。2節すずらん団地売却原価も、2区画分の予定で624万円でございます。3節道央砂川工業団地売却原価は、砂川市へ売却いたします7,043平米で、低価法による期末簿価は3,824万4,000円でございます。

次に、2項販売費及び一般管理費は、1目人件費で主なものとして、1節報酬28万5,000円は会計士への報酬でございます。2節報償費20万円は、あかね、すずらん両団地の住宅用地販売促進を図るため分譲地の購入者を紹介していただいた方に対する謝礼であります。報償品につきましては、砂川ポイントカード事業協同組合の発行するふくろうカード商品券とし、1区画につき5万円を限度とするもので、4区画分の予算措置であります。

2目経費は144万2,000円で、主なものは公社のパンフレットの印刷製本費と新聞折り込みチラシの手数料や広告料、あかね、すずらん両団地の分譲地の草刈りにかかる委託料でございます。

3項事業外費用は、1目支払い利息が今年度1,597万4,000円でございます。これに係る借入金の明細につきましては、16ページに短期借入金明細表を添付してございますので、16ページをお開き願います。期首残高合計で15億3,773万円とし、期末残高合計14億7,283万円を予定いたします。なお、利率については、その都度金利負担の軽減を図るため、それぞれ金融機関へ要請を今後も行ってまいりたいと思っております。

8ページにお戻り願います。資本的収入ですが、長期借入金はございません。

9ページの資本的支出についてもございません。

11ページは、損益計算書であります。ただいまご説明のとおり、あかね、すずらん両団地については事業原価での販売価格でございますので、事業利益はございませんが、市からの補助金であります(4)、補助金等収益として691万6,000円が事業利益となっております。11ページ下段の事業総利益は、事業収益8,326万5,000円に対し、事業原価5,222万7,000円で、差し引き3,103万8,000円が事業総利益となります。

12ページは、一般管理費で193万円を見込んでおり、事業総利益から差し引きますと事業利益は2,910万8,000円となります。これに事業外収益と事業外費用を差し引きいたしまして、経常利益は1,314万円の予定でございます。今年度は特別損失はございませんので、当期純利益は1,314万円となります。

13ページをお開きください。13、14ページは、貸借対照表であります。流動資産について、現金及び預金、公有用地、完成土地等で10億574万8,000円となり、固定資産を加えますと資産合計は10億7,017万5,000円であります。これに対し流動負債は、短期借入金14億7,283万円となり、これに資本金1,000万円

と前期繰り越し損失4億2,579万5,000円で、これに当期の純利益1,314万円を差し引きいたしますと、債務超過額は前年度より減少し、4億265万5,000円の予定となります。なお、負債、資本合計額は10億7,017万5,000円を予定いたします。

また、15ページはキャッシュフロー計算書を添付してございますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、土地開発公社に対しての質疑を行います。

今報告を聞いている限り、2,400万ほど利益が出て、民間への借金返しも5,000万ほどできたというようなお話に聞こえますが、実はほとんどが市が工業団地を買った6,000万円がもとというような状況だと思います。毎年毎年言っているの、いいかげんにもう言いたくないとは思うのですけれども、平成24年の事業年度では、実施計画ではあかね2区画、すずらん団地を2区画売るという目標があったはずですが、ところが、この事業年度の報告を聞きますと、残念ながらあかね団地がたった1区画売っただけという現状だと思うのですけれども、これは一体どうしてこんなに目標とかけ離れてしまうものなのか、そしてどういう努力がこの1年間行われたのか、そしてこれからはどうしてこうとするのか。というのは、また相も変わらず平成25年度の事業年度ではそれぞれ2区画ずつ売って目標が定められておりますので、当然その辺の戦略もあると思いますので、ぜひお伺いをしたいと思います。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 (登壇) ご質問の平成24年度実施計画では4区画販売予定だったが、1区画しか売れていない、その理由は、状況はということでございます。平成24事業年度で1区画しか売却できなかった理由ということでご答弁させていただきます。平成24事業年度中、あかね、すずらん団地の購入についてお客様が検討され、お問い合わせや相談に来られた件数は5件でございました。お問い合わせをいただいた後、職員も相談者等のご自宅を訪問し、交渉を含め市外の方には市内のPR等も行いましたが、分譲地の位置や方角、市内民間の分譲地との比較、さらには住宅建設費などを総合的に判断され、最終的に1区画以外は契約に至りませんでした。また、市内企業延べ40社と、さらには市外ハウスメーカー等11件訪問し、両住宅団地のPRを行うとともに、市内企業ではそこに勤める社員の方々の住宅需要をお聞きしながら販売交渉のきっかけを積極的に模索してまいりましたが、昨年中は景気がまだ上向きになっていなかったこと、さらには若い世代の住宅需要志向が将来的な維持管理費を考慮され、民間の賃貸住宅を選択する傾向があるなど、これらの背景も影響したものと考えております。

次に、25事業年度においても4区画予定いたしますが、これからの戦略とはというご質問に対してご答弁させていただきます。昨年度におきましてもハウスメーカーや市内企業等に両住宅団地のPRを行ってまいりましたが、今年度も引き続き市内外にPRを行い、札幌圏などのハウスメーカーや関連産業等にも情報発信を行います。また、市内企業を含め周辺の企業等からも情報収集を行うとともに、新聞折り込みチラシによるPR、さらには道外で開催されます北海道暮らし・フェアでPRを行うことといたします。また、市外や道外でのPRでは、砂川の特徴であります医療を核としたまちづくりなどにつきましてもPRを行い、安心して暮らせる砂川を周知いたします。さらに、両住宅団地PRでは紹介者への報奨制度も周知しながら、25事業年度の目標としております4件の住宅地売却につなげるよう営業強化をしてまいりたいと考えております。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 1回目はある程度通告みたいにしてお話をしているので、どうしても文章を読むから熱意が伝わりませんね。これ一問一答だったらもうちょっとうまく聞いていけるのですけれども、今5件の問い合わせがあったとおっしゃいましたよね、この5件の問い合わせが結果的にいうと総合的に判断されて1件しか売れなかったというお答えだったのですけれども、どこまで分析できているのですか。5件の方、これ大事な5件ですよ、この人たちうまくつながれば目標達成プラス1件と、きょうこうやって僕がここで質問する必要もなかったという状況だったわけですよ。今までってそんなに問い合わせがあったのかどうかと思ってもいるのですけれども、せっかくあった問い合わせがどうしてだめだったのかという分析、一回ここで座りたいのだけれども、今はちょっと座れないから、まずそれをお伺いします。

それで、今土地開発公社のホームページを見ると、僕はホームページですけれども、あなたの夢の第一歩という、こういうチラシが出てくるのです。ちょうど今から5年ぐらい前の同じようなパンフレットを私は持っているのですが、比較したのですけれども、土地は相当安くしていますよね、今。5年前ですと大体、すずらん団地だと473万円から623万円台ぐらいのものだったのが今の土地代でいくと312万から405万、つまり160万から200万、もう値下げしている状況があるのです。でも、そういうことってこの中から見ると何も伝わってこない。5年前と比較して安いですからとなかなか宣伝文句には使えないかもしれないけれども、一生懸命売りたいという感覚が全然伝わらないのです。必死さがあるって本当にいいのだろうとは思っているのですけれども、まず土地を下げていって、それから議員からもいろいろ話があった、例えば契約につながったときの報奨みたいなことも今既にやり始めている。こういう状態になっているのですけれども、やはり今回も1件しか売れなかった。これ早く売ってくれれば、6,000万が期間が短くなる可能性もあるし、当然ほかの事業にも回していけるという可能性があるわけで、何とかやれないものかなというふうに思うのです。

それで、普通のやり方では、こうやってもう200万も下げて、報償費も払って、それプラス売れた場合には今はハートフル住まいで補助金もついているという状況になっているわけですね。多分そんなじょそらのやり方では今あかね、すずらん、特に深刻なのはすずらん団地だと思うのです。あかね団地のほうはまだ、あそこ国道に出ると中央バスで札幌に意外とすぐ行けるとか、これちょっとくやしいのですけれども、あかね団地だったら滝川に近いということで売れる可能性は高いのです。ところが、すずらん団地というのは、今後どうしていけるかなというのは深刻だなというふうに思っています、ちょっとあそこ奥まってしまっていて、せっかくさくら保育園もあそこにできて、少しは子育て世代の人たちにとってみれば保育園も近いしと売り文句になるかと思ったのですけれども、これも残念な結果になっているということになりますと、通常の売り方では私はもう無理なのではないかというふうに思っているのです。この前も、由仁町かどこかでしたか、土地ただでいいですというのがありましたよね。そこまでいけるかというふうにも思うのですけれども、それでもまだ家建ててもらえれば固定資産税入ってきたり、人口がふえたりということにもつながるかなとも思うのですが、その一歩手前で定期借地権つき土地募集というのをご存じでしょうか。これは以前、ずっと前にもちょっと話が出たことがあるのですけれども、つまり土地開発公社の土地を月五、六千円、このぐらいの金額だったら3,000円か4,000円ぐらいで50年間貸すのです。つまり最初の土地代は買う人にとってみれば必要がなくなるわけです。家が建てやすくなる。普通は、50年間をそうやって貸して行って、家を建ててもらって、その後はまたいろいろな契約という形になるので、若い人たちにとってみると家を建てる時の土地代の300万から500万というのは意外と大きい金額になってくるのです。だから、その土地代が本当はただがいいのだけれども、そうなってしまったら余りにも情けない話なので、お貸ししましょうと。50年たったときに買うのももちろんいいし、そのまんまここを離れていかれるのもいいという、こういう定期借地権つき土地というのが国の法律が変わって以降でできることになっているのですが、こんな検討はしたことがあるのでしょうか、そもそもこういうことができるということをご承知だったのでしょうかというのを2回目に質問します。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 まず、5件の相談あったものの分析をされているかということでございます。それで、公社といたしましても、せっかくご相談いただいた5人の方でございまして、その辺については一定程度分析させていただいております。まず、状況をご説明申し上げますと、まずこの5人の方につきましては2名が市外からのご相談を受けた方、3名が市内の方だと。なおかつ、先ほどの答弁でご自宅訪問と答弁させていただいております。その中で、2件の方については居住地、住んでいるところを教えてくださいということもございまして、2件の方についてはご自宅に相談に行っております。もう一つは、この相談のされ方でございますけれども、5件のうち電話による相談が2件で、

それで来庁された相談が3件あったという状況でございます。それで、基本としてご相談に来られた中で私どもはパンフを活用させていただいた中、もちろん平成24年から実勢価格を適用させていただいております。そういうことで、価格もこれだけ下がりましたというお話を含め、あるいは全ての方がみずから住宅を建てられる方とは限りません。その辺の事情をお教えいただけない方もございますので、それで紹介していただいたときの奨励制度等もご説明させていただいております。また、先ほどお話ししましたように2件については市外の方でございましたので、特に近隣の方もおりますけれども、一応砂川の病院の関係含めまして、その辺の施設関係、もちろん保育所の関係等々も含めた中で砂川のPRもさせていただいております。

この5件につきまして最終的に砂川で契約できなかった理由というのは、なかなかお聞きするというのは難しゅうございますので、最終的な理由ということはお聞きしておりません。ただ、ご相談を受けたときにそれぞれお話しさせていただいておりますので、相手方のご質問等々を含めたその辺の状況で判断させていただいております。その中で、やはり一番の理由としては、先ほどもご説明させていただいておりますけれども、それぞれ土地を求められる方について、一つは方位とか建てる建設位置、それらについていろいろお話しされる方もおります。さらには、市内の方、市外の方そうでございますが、市内であれば私ども公社と民間の業者さんもやっております。それぞれ複数箇所からそういうパンフレットをいただいているようでございまして、そういう中での比較のお話もされているという状況でございます。したがって、その中では土地購入と建設が一体となっている関係もございまして、そういう等々のいろんなお話をされているお客さんもおられたと。そういう中で総体的に、先ほどもご答弁させていただきましたように総体のそれらの状況を加味してそれぞれご決断いただいた中、1件の契約にしか至らなかったという状況でございます。もう一点は、実は5名のうちあかねだけをパンフレットをご希望されるというか、お話をあかねだけお聞きしたいという方がおられました。そのお二人の方については、お話聞いておりますと砂川と滝川のほうでいろいろ模索しているのだと、そういうような話もお聞きしております。いずれにしても、何が最終的に砂川が契約できなかったか、最終的な理由は何だったかというのはなかなか確認はできないところではございますけれども、ただ私どもいろんな形でのお話をさせていただき、あるいはご質問等々をお聞きする中で、先ほど来申し上げております方角であったり位置であったり、あるいはいろんな場所を検討されている状況であったり、そういう中で最終的にご決定いただいて、それで最終的に1件になったという状況でございますので、そういう中で私どものほうでは分析させていただいているところでございます。

それと、借地権付きの貸し付けということでございますが、実は私今のお話については初めてでございます。初めてお聞きさせていただきました。そのような方法等があるということで、これらについて担当の者も認識しているのではないかなとは思っておりますけ

れども、一応今お聞かせいただいた中でそういうような制度があるということでございますので、その辺についても今後十分検証させていただきたいなと、そのように思っております。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 (登壇) 土地開発公社の経営状況の点でございます。

ご指摘のとおり、あかね団地、あと残り11区画、すずらん団地が33区画という状況であります。24年度から販売価格というか、実勢価格に合わせた売り方で価格差の分を市のほうから補填しているわけでありましてけれども、価格を少しでも下げてというところではご指摘のとおりだと思いますが、ただ余り下げ過ぎると、やっぱり業としてやられている方もおられるので、そこら辺は慎重にしなければならないのかなというふうにも思っていますけれども、どこまで下げると影響あるのかというような点を含めて検討していきたいと思っていますし、いろいろ今5件も問い合わせがあったという中では、せっかくのチャンスを逃している。そういった理由分析、どういったところでどういった価格だったら住んでいただけたのかというようなところも深く考えていかなければならない点だというふうにも思っております。どちらにしても、市のほうから6,000万ずつ、今売買して買っているわけでありまして、あかね、すずらん団地も売っていかなければ、その償還というか、公社で抱えている債務も早く終わらないという状況がございますので、まだ勉強足りないところがございますけれども、引き続き気を引き締めながら公社としては取り組んでいかなければならないものというふうに考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 最後の質問になるのですが、ご理解できないですよ。今のお二人の答弁だったら、理解するといっても無理です。経済部長は、ことし来たばかりだからというのはあります。ただ、さっきの5件の話でも気になるのは、方位とかという話でしょう、それたった1件の人なのかかわからないし、これが何件もあったのかかわからないけれども、もしかしたら方位学的にすずらんが余りいい場所がないなんていうことになったら、これ大変なことになるし、だからこうやって分析して言うときは気をつけて話をしてもらわないと、何かそれが尾ひれついていろいろになっていく可能性があるわけです。この5件が来たというのは僕は物すごく大きなことだと思うから、さらにきちっと、今副市長は立場でいえば理事長さんになるのですね、理事長さんおっしゃったようにしっかりした分析をしつつ、結果的にはどこのルートでもいいから、何で最後だめだったのだろうねと聞くという手はあると思うのです。例えばそれこそ知り合いの人から。本人が、直接交渉した人が実は何でだめだったのですかと言ったって、相手は断るのだから。まあよっぽどの人だったら言うよね、あなた、これが悪かったと。でも、そうではなくて、どんなことでもいいから、きっかけをつくってもらったのならば、その最後がどうだったのかというこ

とを聞き出せば次につながると私は思うのです。多分本当に物を売ろうとする人たちは、絶対そうしているはずです。民間の人なら特にだと思います。そんなような意味も含めてぜひ頑張ってもらいたいのと、それからさっきの定期借地権つき土地募集というのは、これほかの自治体でやっていることですから、今でいうと理事長さんもそのことは何かおわかりになっていないようなご答弁だったので、ぜひぜひ検討してほしいと思うのです。これは相当な宣伝材料に使っていただけます。もともとのお金は、そっくり取り戻すことはできないかもしれないけれども、少なくともただで上げるというのとは全然違う話ですから、ぜひすぐにでも少し調べていただいて検討してもらいたいというふうに思います。どっちにしても、もう少しずつ努力のほどをお願いしたいと思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 公社という立場でなくて、市長という立場でお答えをします。

私も詳しいわけではないのですが、恐らくすずらん団地は、あの売れ方を地図見ますとわかりますけれども、日当たりのいい南側から売れて、北側だけが残っていることを恐らく言ったのだらうと思うのですが、そういう売れ方、自由に販売したものですから、日当たりのいい側だけが全部売れていると。だから、恐らく単価の設定自体が同じにするのはまずいのだらうというのは、私公社のほうに前に指摘したことはあるのですが、一般会計は私は値段を強制的に下げさせまして売りましたけれども、公社のほうは私は残念ながら権限がないと。5件の人いたら、やっぱり理由聞くのは当然であって、条件は悪いけれども幾らくらいだったら買えるのですかというぐらいは聞いてほしいというのは、私がしゃべっているのは職員も皆さん聞いていますから、そこまで職員は営業マンとしてしてもらわないと。それで判断つかなければ、上司にも話しすると。今聞くと上のほうにも報告なかったみたいですから、担当レベルで話したのでしょうけれども、そのところはやっぱり必死になって売らないと。一般会計も土地の税の課税標準の均衡というのがあるのですけれども、そんなこと言っていたら、民間はもっと安く売っている、だから条件の不利なところはもっと下げてもいいと。それから、民間の競合を心配するのなら、小黒議員が言うみたいに年数をかけて貸すという方法で、それをクリアする方法も知恵を出して考えるべきであって、私はただでもいいという考えは腹の中では持っていますけれども、買われた方もいるので。ただ現実的にはプラ・マイ、どっちみち市が買い取っても同じ状況ですから、それなら家建ててもらったり売ってもらったほうが草刈りしなくていい、土地の税金も入ってくる。そういう考えでいけば、ある程度もう少し踏み込んで真剣に公社のほうでは考えてやっていただきたいなど。一般会計のほうは思い切って下げる努力はしておりますので、毎年私もここで小黒議員の話を聞いていますと、どうもこれは一回出ていってしゃべらなければだめかなという気にもなりましたので。

○議長 東 英男君 他に発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第2号の報告を終わります。

10分間休憩します。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第5 報告第3号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告について

○議長 東 英男君 日程第5、報告第3号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 (登壇) 報告第3号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告についてご説明申し上げます。

初めに、平成24事業年度であります。お手元の事業報告書、決算報告書でご説明申し上げます。

1ページ、2ページの事業概要については、記載のとおりであります。

決算については、3ページ、4ページ、損益計算書でご説明申し上げます。1、事業収益は、1、営業収益として(1)、ゴルフコース収入、(2)、ゴルフ練習場収入、(3)、オートスポーツ事業収入の3営業区分と2、受託事業収益として(1)、オアシスパーク施設管理業務受託収入となっており、合計で6,599万4,257円であります。

事業収益の明細につきましては、附属明細書でご説明申し上げますので、10ページをごらんください。最初に、ゴルフコースの区分でございます。平成24年度の期間日数210日、入場者数1万6,082人となっており、プレー料金収入、カート収入、その他収入で合計5,021万4,357円でございます。次に、ゴルフ練習場収入は期間日数211日で売り上げ合計は698万1,700円、オートスポーツ収入は期間月数8カ月で合計613万5,200円の事業収入でした。次に、受託事業収入は、オアシスパーク施設管理業務受託収入として266万3,000円でございます。したがって、総事業収益合計は6,599万4,257円となったところでございます。

3ページに戻りまして、これに対する2、事業費用は1、営業費用と2、受託事業費用を合わせて7,321万4,365円であり、収益から費用を差し引いた事業利益はマイナス722万108円の事業損失となっておりますが、詳細についてご説明申し上げますので、再度10ページをごらんください。

附属明細書の右側部分に費用の詳細を記載しております。平成24年度もゴルフコースとゴルフ練習場をあわせて委託発注しており、その他の委託業務を合わせての合計額が4,903万5,210円となっており、減価償却費1,196万3,941円、諸経費401万3,386円で、諸経費の主なものはクラブハウスの光熱水費とカートなどの修繕料、事務的消耗品費、印刷製本費、保険料、広告宣伝費等でございます。営業費用の計6,501万2,537円となり、損益といたしましてはマイナス781万6,480円の事業損失でございました。この事業損失の原因でございますが、昨年のゴルフコース仮オープンが融雪の関係から4月26日と前年より17日間おくれたこととクローズが11月21日で3日間早まったことから、期間が前年より20日間短縮され、またゴルフ練習場も同様に前年より20日間短縮されたことによる入場者の減少が大きく、さらに趣味の多様化や長引く景気の低迷などによるゴルフ人口の減少が主な要因と分析しております。オートスポーツは、委託料、減価償却費、諸経費の合計607万5,328円となり、損益では5万9,872円の事業利益となったところでございます。受託事業の委託費は212万6,500円で、損益は53万6,500円の事業利益となっております。したがって、3営業区分による総事業収益合計6,599万4,257円から総事業費用合計7,321万4,365円を差し引き、事業損益はマイナス722万108円の事業損失となったところでございます。

4ページにお戻り願います。3、一般管理費用であります。(2)、賃金、(3)、法定福利費は事務職員の人件費、(6)、役務費は通信運搬費の電話代、郵便代などの経費、(8)、公租公課は固定資産税が主で、その他契約書などの印紙税であります。一般管理費計328万8,836円に3ページの事業損失722万108円を加え、事業総損益はマイナス1,050万8,944円の事業総損失となったところであります。次に、4、事業外収益であります。受取利息、受取配当金のほかに雑収入などの合計で37万3,014円でございます。次に、5、事業外費用は、民間金融機関からの借入金に対する支払利息338万4,609円、消費税36万9,100円で、事業外費用の合計は375万3,709円であります。差し引き経常損益は、マイナス1,388万9,639円の経常損失となったところであります。これに6、特別損失としてコース内の橋の災害復旧費で43万2,600円に法人税等の8万円を加えまして、当期純損益はマイナス1,440万2,239円の純損失となったところであります。

次に、5ページ、6ページは、貸借対照表であります。5ページは、流動資産と固定資産の合計で資産総額4億3,967万2,104円であります。これに対しまして、6ページは負債の部で、1、流動負債の主なものとして(1)、短期借入金は民間金融機関2行からの借入金で1億5,800万円、(2)、未払い金はコース維持管理費、クラブハウス維持管理費などの次年度4月支払い分171万1,200円であります。2、固定負債として(1)、長期借入金は砂川市からの借入金5億2,000万円あります。

なお、長期、短期の詳細は11ページに記載しておりますので、11ページをごらんください。最初に、長期借入金は砂川市から無利子の借り入れで、期首、期末残高ともに5億2,000万円、短期借入金は民間金融機関2行からの借り入れで、期首、期末残高ともに1億5,800円となっております。

6ページに再度お戻り願います。これら短期、長期の借入金を含みました負債合計は、6億8,007万2,148円となっております。

資本金は1,000万円であり、その明細は11ページに記載しておりますので、11ページをごらんいただきたいと存じます。保有株式数2万株、株主6名となっております。

再度6ページにお戻り願います。繰越利益剰余金は、前年度決算の繰越利益剰余金マイナス2億3,599万7,805円に当期純損益マイナス1,440万2,239円を加え、純資産の部合計はマイナス2億4,040万44円となり、負債の部、純資産の部合計4億3,967万2,104円で、5ページの下段、資産の部合計と一致するものでございます。

7、8ページは財産目録、9ページは株主資本等変動計算書、10ページから11ページまでは附属説明書でございます。

12ページには、現金の期末残高に係るキャッシュフロー計算書を添付してございます。この資料のご説明を申し上げます。Iの営業活動によるキャッシュフローをごらん願います。(1)、当期損失は、先ほどご説明申し上げましたマイナス1,440万2,239円となりましたが、当期の営業費用に計上しております減価償却費が1,312万5,982円となっております。この営業費用とした減価償却費を内部留保資金として当期の損失額に流用しております。IIの投資活動は、昨年老朽化したカートの更新として中古の4人乗用カート10台を購入しており、105万円の現金が減価償却資産の増としており、差し引き32万4,300円の現金が減少となっております。IIIの財務活動のキャッシュフローは変動ございませんので、差し引き現金キャッシュ合計は前年度の期首残高494万6,603円を加えますと期末残高が462万2,303円となったところでございます。

続きまして、平成25事業年度事業計画、予算計画についてご説明申し上げますので、事業計画書、予算計画書の1ページをごらんください。初めに、事業計画であります、第2条は業務の予定量であり、前年同様、ゴルフ場、オートスポーツランドほか、その他砂川市から委託を受けた業務の執行であります。

第3条、収益的収入及び支出は、総事業収益を7,300万2,000円、対しまして総事業費用を7,714万5,000円と定めるものであり、差し引きマイナスの損失予算の計画案となりますが、その対応策については後ほど参考資料、キャッシュフロー計算書でご説明申し上げたいと存じます。

2ページの第4条、資本的支出、第5条、借入金の説明についても、同じく後ほどご説

明申し上げます。

3ページをごらん願います。予算実施計画及び説明書の主なものにつきましてご説明いたします。収益的収入の部、1款1項1目営業収益で1節ゴルフコース収入は、右側説明欄、プレー料金収入5,011万円であり、その内訳はゴルフ利用者数を1万8,000人と予定し、1人当たり2,784円として計算しております。カート料金他の収入については605万円を見込んで、ゴルフコース収入は5,616万円を計上しております。次に、2節ゴルフ練習場収入は、720万円の計上であります。次に、3節オートスポーツ収入は、666万3,000円の計上であります。利用見込みでは、本年度も全日本自動車連盟公認大会を含め、個人使用の利用拡大に努めてまいります。したがって、3営業区分の営業収益合計は、7,002万3,000円を見込み、前年度比較247万7,000円の減少となります。

続きまして、2目受託事業収益、1節オアシスパーク施設管理業務受託収入は、砂川市より受託しておりますオアシスパーク施設の管理業務の受託収入でございますが、前年同額の266万3,000円の計上であります。したがって、1項事業収益は7,268万6,000円を見込んでおります。

4ページの2項、事業外収益は、受取利息、使用料、雑収入の合計31万6,000円の計上であります。したがって、3ページ上段、1款総事業収益は7,300万2,000円を見込んでおります。

次に、5ページをお開きください。収益的支出の部、1款総事業費用を7,714万5,000円と定めるものであります。内訳といたしましては、1款1項1目営業費用は、1節ゴルフコース及びゴルフ練習場管理費6,247万9,000円で、右側説明欄のゴルフコース及びゴルフ練習場、クラブハウスの管理運営の委託料4,903万6,000円と減価償却費956万3,000円、諸経費388万円を計上し、2節オートスポーツ管理費527万2,000円は成功報酬とした委託契約に基づく委託料75%が主なもので、営業費用合計6,775万1,000円の計上となり、前年度比較213万9,000円の減で、主に減価償却された機械器具類が廃棄または償却されたことによるものであります。

次に、2目受託事業費212万7,000円は、前年度比較29万7,000円の増で、オアシスパーク施設の維持管理委託料を予定するものであります。

続きまして、6ページは2項一般管理費用でございますが、前年度比較5,000円の減で、332万5,000円の計上です。事務的経費の一層の経費節減に努めるところでございます。

7ページをお開きください。3項事業外費用386万2,000円は、前年度比較マイナス48万8,000円の減であり、主な理由は1目支払利息で民間金融機関2行からの短期借入金の支払い利息338万5,000円、2目消費税47万7,000円でありま

す。なお、雑費及び法人税等の次の特別損失は、予算計上せず、前年度比較で掲載しております。

次に、4項法人税等は、特につけ加えることはありません。

8ページ、資本的支出であります。ゴルフ場経営に欠かせないカートの保有台数は、4人乗用14台、2人乗用25台、1人立ち乗り17台で123名の利用に対応できることから、本年度はカートの購入を見送り、短期借入金の一部償還に500万円を予定するものであります。

なお、固定資産は予算計上せず、前年度比較で掲載しております。

9ページ、10ページは予定損益計算書で、9ページ、当期の事業利益を280万8,000円と見込んでおり、これに10ページの一般管理費332万5,000円を差し引きますと、事業総損益はマイナス51万7,000円の事業損失となります。これに事業外収益31万6,000円を加算し、事業外費用386万2,000円を差し引きまして、経常損益はマイナス406万3,000円の経常損失となり、法人税等8万円を加え、当期純損益がマイナス414万3,000円の純損失の計画案でございます。

11ページ、12ページは予定貸借対照表であります。

先ほどの当期純損失414万3,000円の対応策について13ページ、参考資料、キャッシュフロー計算書でご説明申し上げます。当期のゴルフ利用者数を1万8,000人と見込みましたので、マイナス414万3,000円の損失となる予算計画案でございますが、営業費用で見込んでおります減価償却費961万3,000円を損益勘定内部留保資金として流用しますので、当期営業活動によるキャッシュフローは518万円の現金が残ります。次に、投資活動は行いませんが、財務活動で500万円を民間金融機関の短期借入金の一部償還に充てるものでございます。したがって、残りの18万円に前年度繰越金462万2,000円を加え、480万2,000円が期末残高となる予定でございます。

2ページに戻りまして、説明の最後ですが、第4条、資本的支出500万円は、ただいまご説明いたしました民間金融機関への償還金500万円を損益勘定留保資金から補填するものであります。

第5条は借入金であり、限度額を7億円と定めるものであります。

以上、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 続いて、砂川振興公社の質疑をさせていただきます。今回は簡単に終わりたいと思いますので。

まず、24年度のときはオートスポーツに関して民間に全面委託するというようなお話

がたしかあったと思うのですけれども、その辺の状況はどうだったのかというのをまず1点目にお伺いします。

それから、23年度とよく比較しながら調べるのですけれども、24年度は民間からの短期借入金の一部償還がゼロになっているのです。これそのときの収入によって返すお金ゼロでも民間金融機関は怒らないのかどうか、怒らないからこうなっているのでしょうかけれども、その辺の状況をお伺いをします。

それと、最後になるのですが、ゴルフ場の管理の契約は今の事業者さんは何年までの契約なのかどうかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 (登壇) 3点ほどご質問ございましたので、お答えしたいと思います。

オートスポーツランドの管理運営の部分の委託の話であります。平成24年度からオートスポーツランドの維持管理を成功報酬型といたしまして、プランニング・フォーというところに切りかえて、収入金額の75%を委託料として計上したところでございます。このプランニング・フォーというのは、ダートトライアルあるいはジムカーナの北海道大会等を仕切っている会社でございます。この結果、収入金額が前年度と比較して117万3,200円増加したところであります。件数の内訳につきましては、前年度に比較し、団体は2件減少しておりますけれども、個人のフリーという部分が172件増加しております。フリーではジムカーナ、舗装の上を走る車両ですけれども、ジムカーナが増加しているところでございます。なお、増加した要因としては、特にジムカーナではドリフトとあって、ちょっとうるさい音するのですけれども、そういう走行を楽しむ若年層がふえてると、グループで利用されているというような傾向で増加したという要因でございます。

次に、民間金融機関は大丈夫なのかというようなお話でした。昨年3月議会でゴルフ場の経営方針が示されたところであります。大災害で復旧不能、あるいは資金ショートしたら閉鎖するというような方向を示した中で、その考えを株主であります金融機関にもご説明をしているところでございますし、平成24年度についても配当等は出ませんでした。それらの要因について、融雪が遅かった等々いろいろ事情を説明して、元金償還はできなかったというところで利息の支払いしかなかったという状況の旨を説明して、ご理解をいただいているところでございます。

それから、ゴルフ場の管理契約のお話でございましたけれども、ゴルフ場の管理としてゴルフコース、ゴルフ練習場、クラブハウスを一括管理委託をしております。北海道アトリウムというところと委託契約をしておりますが、コース管理委託については平成20年度から、クラブハウス、ゴルフ練習場については平成22年度からそれぞれ平成25年度までということで協定を結んで管理をいただいているところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 オートスポーツのほうは、民間に任せた結果利用者がふえたというお話だったのですよね。ただ、今はもうやめられていますけれども、去年この同じ場所で、民間に全部任せると、そうすると事業収入の25%が入ってくるというお話があったと思うのです。となると、普通の計算でいくと600万の事業収入入ったから、その25%が振興公社に入るのかなと思ったのですが、オートスポーツの収益は6万何千円という計算になるので、これはどういう契約だったのかなと、最初の25%という、成功報酬という話ですよね、それが私の勘違いだったのかどうかなのですけれども、そこをちょっと確認させていただきたいと思います。

民間金融機関のほうは、話し合いの結果、余りお金が厳しいので、元本の償還のほうは今回はいいよというふうに言ってくれたということなのだと思うのです。これってずっとつなげていかれるのかどうか、ことし厳しいからちょっと待ってくださいというのが続いていけるならそれにこしたことはないのですけれども、その辺のところをお伺いしたいと思います。

そして、最後のゴルフ場の管理の関係ですけれども、それぞれ管理方法が違っているにしても、複数年度にまたがって契約が行われているようです。片方は5年間、同じ事業体みたいですが、多分これには理由があるのだと思うのです。単年度で契約するということが可能です。ことしもう切れる、来年度は契約更新を何らかの形でしなければならないということになるのだらうと思うのですけれども、市長は赤字になってしまったらやめるとおっしゃっているわけでしょう。そうすると、もし来年、ことしがうまくいくかどうかわかりませんが、そうなったら来年もうやめるのかということになれば、契約する必要もないのですけれども、普通でいくとこういうゴルフ場というのは大きな機械だとかそういうものをいっぱい使うから、余り単年度、単年度の契約というのは受ける側って好まれないと思うのです。2年なら2年、3年なら3年、もっと5年なら5年、しっかりとおたくにお任せしますよという契約がありつつやっていくということがやっぱりやりやすいことなのだろうと思うのですが、市長の赤字やめる宣言以降、いつやめるかわからない状況が続いていくわけです。そうなったときのゴルフ場のそもそもの管理契約の部分をどういうふう考えていこうとするのかなと。今のままであれば、それこそことしは何とかなったから、また来年契約するという方法しかないのかなというふうに思うのですけれども、果たしてそれで受けてくれる業者があるのかなのかということにもなると思うので、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 まず、1点目に成功報酬型のところですが、委託しているところが収益上がった部分は約束どおり25%ですが、減価償却という部分がございますので、そちらのほうと相殺すると収入的にはわずかしかないということになります。

それから、金融機関の償還のお話でございましたけれども、状況的には、この間も5月23日に株主総会がございまして、その後雑談というか、お話をいろいろ交わしまして、大変厳しい状況にあるというようなことをお話して、ご理解したというか、そういう状況かということで、利用してくださいというようなお願いをしたところでもありますけれども、これまでも配当というのは株主にはなくて、元金も返せたのは平成23年のたしか65万ぐらいしか償還できなかつたと、昨年も元金は払えず、金利だけしか払えなかつたということで、大変厳しい状況になっているところでございます。

それから、管理委託の話ですけれども、当時入札というか、見積もり合わせを3業者としながら、一番安いところに決定をして、それぞれ25年までという協定を結んだという理由については、雇用の部分の話、あるいはゴルフ場を管理していくには草刈り機械、あるいはグリーンの上を転圧する機械、穴あける機械等、いろんな機械設備の関係も必要でございまして。そういったものを単年度で買って単年度で償却ということにはならないので、ある程度考慮してそういう年数を見て、随意契約ではないですけれども、契約ごとに見積もりを出していただいてというような方法で25年まできたというところでございます。

それから、今後のあり方ということになるのでしょうかけれども、昨年の方針を出されて以来、今繰越金あるいは減価償却を内部留保にしながらというようなところでしているところでもありますけれども、ことしの状況からいきますと、何ぼ1万8,000人の計画利用人数を立てても、これは3月時点で立っていますけれども、2年続けて融雪時期が遅くなってしまったと、これによって例えば23年の4月と比較すると989人、約1,000人、去年もことしも1,000人最初から少ないというハンディ状況で進んでいます。昨年8月では猛暑によって約300人ぐらいが暑さで来ないという、そういう自然現象で、天気がよくても利用されないというのもわかったところでもありますけれども、そういった中でことしの状況を見ますと、天候のせいには余りしたくないのですけれども、5月が特に寒かったというようなことから、現在の入り込み状況としては大変厳しい状況になっているところであります。昨年の1万6,082人と少ない人数と比較してもさらに今少ないと。4月、5月、6月の先日までの比較で先シーズンと同じ時期と比較すると今300人少ない、収入で170万ぐらい減収という状況であります。このまま推移していくかどうかは6月、7月、8月の状況を見ないと、一番ピーク時でありますけれども、9月、10月、11月ぐらいになるともうある程度入る人数というのは限られてきます。せいぜい5,000人ぐらいが9月以降という人数になりますから、そうなるとおのずといろんなシミュレーションをしていくと、あるところまでいくとまずいのではないかなというような感じも持っておりますので、この夏8月いっぱいぐらいを一つのめどとして判断をしないと、来年以降の予約とかなんとかというのも秋以降になってきたら入ってくるでしょうから、お客さんには迷惑かけられませんので、そういった判断も必要なのかなというふうに今考えているところでございますので、来年以降のコース管理の委託契約とい

うのは、何か違う発想が出て、これでいけるというものが生じればあり得るのかもしれませんが、今のところは8月いっぱいを少々見きわめて判断したいなというふうに考えているところであります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 手挙げなければよかったなと思ったのですけれども、とんでもない話を引き出してしまったなというふうに思うのですけれども、契約どころの話ではなくて、つまりゴルフ場がもう危ないかもしれないということをおっしゃったのですね。つまり8月以降に判断を下す時期が来るのではないかというような現状だということなのですね。管理のことはやっぱりそのときにも一緒に考えていくということのお話だったのですね。

では、これで終わります。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第3号の報告を終わります。

#### ◎日程第6 報告第4号 事務報告書の提出について

○議長 東 英男君 日程第6、報告第4号 事務報告書の提出についてを議題とします。  
提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 報告第4号 事務報告書の提出についてご報告を申し上げます。

平成24年度砂川市事務について、別紙、砂川市事務報告書のとおり平成24年4月から平成25年3月までの事務執行について、目次に記載のとおり総務部から市立病院まで138ページにわたり記載しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で事務報告を終わります。

#### ◎日程第7 報告第5号 監査報告

#### 報告第6号 例月出納検査報告

○議長 東 英男君 日程第7、報告第5号 監査報告、報告第6号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

◎日程第8 意見案第1号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書について

意見案第2号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について

意見案第3号 平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

意見案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について

意見案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

意見案第6号 年金2.5%削減中止を求める意見書について

○議長 東 英男君 日程第8、意見案第1号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書について、意見案第2号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について、意見案第3号 平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について、意見案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について、意見案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、意見案第6号 年金2.5%削減中止を求める意見書についての6件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号から第6号における一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号から第6号までを一括採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会宣告

○議長 東 英男君 これにて日程のすべてを終了いたしました。

平成25年第2回砂川市議会定例会を閉会します。

6月の定例会も日程どおり終わることができました。ちょっと私の個人的な意見なのですけれども、今回一般質問は7名の方がしていただいたわけなのですけれども、一問一答という形ですばらしい質問だったと思います。ご協力ありがとうございました。終わります。

閉会 午後 3時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年6月12日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員